

要 覧

令和6年度



埼玉県立近代美術館

目 次

1	設置の趣旨	1
2	沿 革	1
3	組 織	4
4	令和6年度主要事業概要	6
5	令和6年度予算の概要	9
6	施設の概要	9
7	主な収蔵作品	13
8	年度別美術作品取得費	15
9	令和5年度事業実施状況	15
10	職員名簿	23
11	関係例規	24
12	埼玉県立近代美術館の目指すもの (ミッションステートメント及び戦略目標)	34
13	利用案内	35

1 設置の趣旨

埼玉県立近代美術館は、心のうるおいを求める県民の要望にこたえ、昭和57年11月3日、県立北浦和公園内に開館しました。

当館は、すぐれた美術作品を収集、展示するミュージアムの基本的機能のほかに、創作活動や作品発表もできる総合美術館としての性格をもっています。

埼玉を核としながらも視野を世界へ広げ、内外のすぐれた美術作品を収集、展示する常設展や独自のテーマによる密度の高い企画展を開催する展示事業をはじめ、美術への理解と関心を高め、創造のよこびを体験する各種の普及事業なども行います。さらに美術関係図書や資料を公開し、地域の美術情報センターとしての役割も果たします。県民のだれもが気軽に訪れ、つねに美との新しい出会いがある、楽しく親しまれる美術館となるよう、その運営の充実につとめてまいります。

2 沿革

昭和51年11月 政策会議で県立美術館の建設を決定

昭和52年10月 埼玉県立美術館建設委員会（知事の諮問機関、委員長・松永緑郎）を設置し、県立美術館の基本構想について諮問

昭和53年 4月 同委員会から「県立美術館基本構想について（報告書）」を知事に答申

11月 政策会議で県立美術館基本計画を決定

11月 埼玉県立美術館建設委員会（知事の諮問機関、委員長・高田誠）を設置し、県立美術館の建設及び運営に関する基本的事項（建設基本計画及び基本設計）について諮問

11月 建設設計を株式会社黒川紀章建築都市設計事務所へ委託

昭和54年 4月 埼玉県美術作品取得基金条例の施行

4月 県民部県民文化課内に美術館設立準備係を設置

7月 美術館建設専門委員会から「美術館基本設計について」知事に報告

昭和55年 3月 建設工事請負契約を締結、起工式

昭和55年 3月 美術作品取得基金により初めて作品を購入（35点）

昭和56年 4月 県民部内に美術館開設準備室を設置（室長以下12名）

昭和57年 2月 建物竣工

4月 県民部の出先機関として埼玉県立美術館開設準備事務所（所長・本間正義）を浦和市（現・さいたま市）常盤9丁目（県立北浦和公園）地内に設置（所長以下26名）

11月 埼玉県立近代美術館条例及び埼玉県立近代美術館協議会条例の施行。教育委員会所管の教育機関として、「埼玉県立近代美術館」開館。組織は2部4課制、館長・本間正義以下28名

11月～12月 開館記念展「印象派からエコール・ド・パリへ」開催

12月 美術館連絡協議会発足と同時に加盟

昭和58年10月 現代における優良建築物として、1983年「第24回建築業協会賞（BCS賞）」を受賞

昭和59年12月 県内の8金融機関から寄附された美術作品の購入資金3億円でルノワール、藤田嗣治の絵画2点購入

昭和62年10月 入館者100万人を突破

平成 3年 5月 館長本間正義退任、田中幸人館長就任

平成 4年 4月 開館10周年を記念してピカソ、デルヴォーの絵画2点を購入

8月 入館者200万人を突破

10月～12月 開館10周年記念展「アダムとイヴ」開催

平成 5年11月 平成4年2月に開催した企画展「風刺の毒」の図録が第5回「美術館カタログ」コンクール・大阪1993において最優秀作品賞を受賞

平成 6年11月 平成5年6月に開催した企画展「ニッポンの風刺」の図録が第6回「美術館カタログ」コンクール・大阪1994において優秀作品賞を受賞

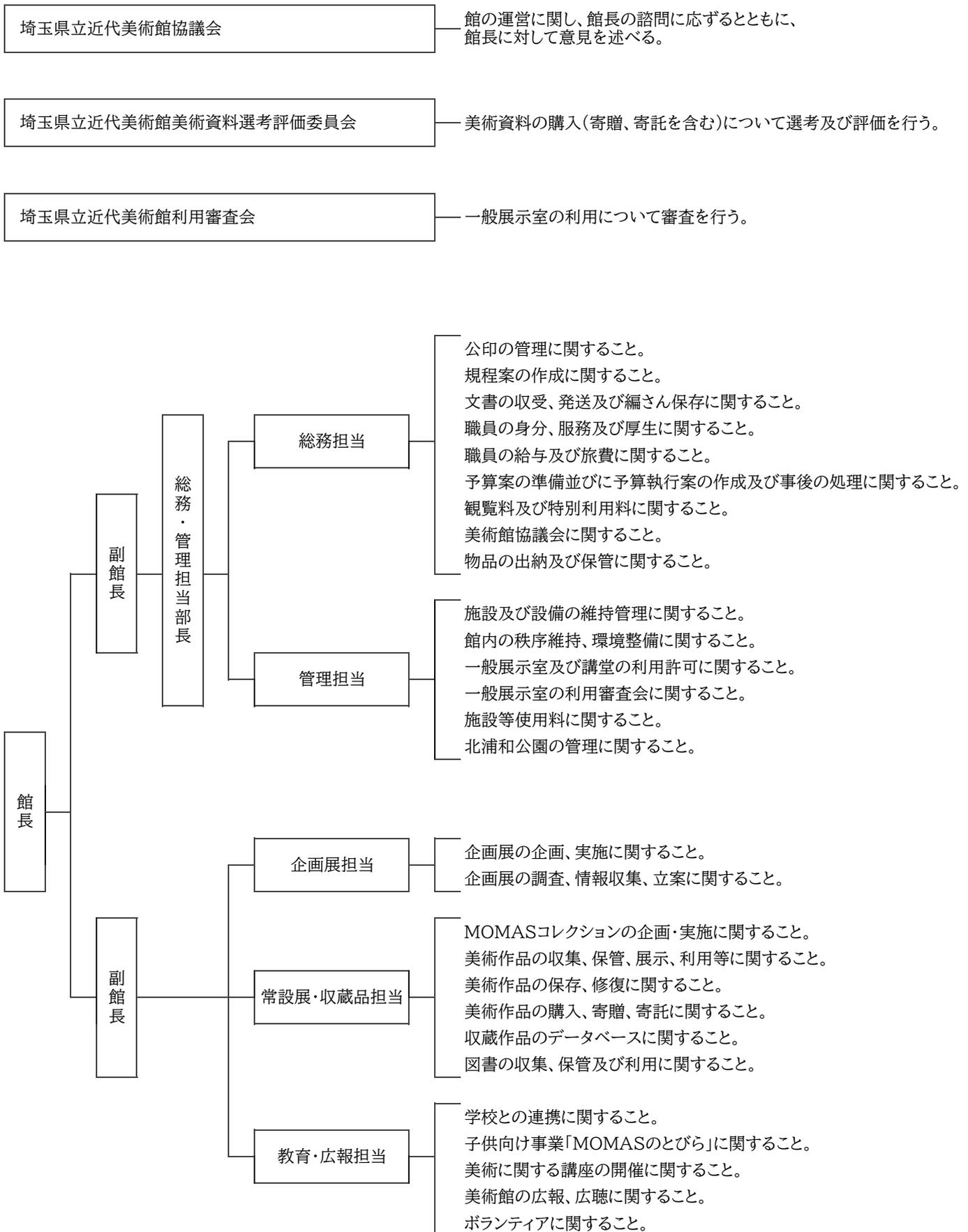
平成 7年 3月	2年連続して、「美術展カタログ」コンクール・大阪で表彰されたことの功績により、教育長表彰を受ける		計27作家・47点の一括寄贈を受ける (寄贈者:大熊雄二氏、大熊清二氏、大熊聡一郎氏、煙石澄子氏)
平成 8年 9月	ライトアップ開始	平成20年 2月	常設展観覧者通算200万人達成
平成 9年 3月	入館者300万人を突破	4月	開館25周年記念展「田園讃歌」が、平成19年度「美連協大賞」を受賞
	7月 開館15周年を記念してシャガールの絵画1点を購入	平成21年 4月	顧問に、建畠哲氏就任
平成12年 4月	館長田中幸人退任、桐川卓雄館長就任(埼玉県教育委員会教育長兼任)	5月	入館者600万人を突破
平成13年 2月	企画展「イスラエル美術の現在」の図録に掲載したエッセイが「第4回美連協図録奨励賞」(巡回展部門)を受賞	平成22年 4月	館長島村和男退任、前島富雄館長就任(埼玉県教育委員会教育長兼任)
	4月 入館者400万人を突破	平成23年 4月	館長前島富雄退任、建畠哲館長就任
	9月 空調設備工事に伴う休館 (9月10日～平成14年3月11日)	平成24年 2月	企画展「生誕100年記念瑛九展」が美連協大賞・奨励賞を受賞
平成14年 4月	館長桐川卓雄退任、稲葉喜徳館長就任(埼玉県教育委員会教育長兼任)担当制を導入(2部6担当制)	9月～11月	開館30周年記念展「日本の70年代1968-1982」開催
	10月～11月 開館20周年記念展「印象派とその時代」開催	平成25年 2月	企画展「日本の70年代1968-1982」が美連協・奨励賞を受賞
平成15年 4月	北浦和公園が美術館管理となる	3月	ベルギー大使来館 入館者700万人を突破
	5月 平成14年10月に開催した企画展「印象派とその時代」の図録が、「第5回美連協図録奨励賞」を受賞	9月	大規模改修工事(第1期) (常設展示室改修等)
	7月 トルコ大使来館	平成26年 9月	大規模改修工事(第2期) (展示室改修等)
平成16年11月	第4回全国障害者スポーツ大会(彩の国まごころ大会)の御臨席にあわせて、桂宮殿下お成り	平成27年 4月	リニューアルオープン記念展「Private, Private-わたしをひらくコレクション」開催
平成17年 8月	入館者500万人を突破	平成29年 2月	企画展「原田直次郎展-西洋画は益々奨励すべし」が美連協大賞を、企画展「日本におけるキュビスム-ピカソ・インパクト」が美連協優秀カタログ賞を受賞
平成18年 4月	館長稲葉喜徳退任、島村和男館長就任(埼玉県教育委員会教育長兼任)	9月	開館35周年を記念して、瑛九の絵画を1点購入
平成19年10月	開館25周年記念展「田園讃歌」、「みんなでつくる積みわらプロジェクト」開催	10月～12月	開館35周年記念展「ディエゴ・リベラの時代」開催。翌年、同展は美連協カタログ優秀論文賞、および第13回西洋美術振興財団・学術賞を受賞
	12月 川口市の旧家・大熊家より、横山大観10作品を含む近代日本画、		

10月	メキシコ大使来館		リーダー」を開催 (協賛：埼玉りそな銀行、協力：埼玉県立近代美術館フレンド)		
11月	開館35周年「開館記念大感謝祭」開催				
平成30年	6月	入館者800万人を突破	11月	児童・生徒を対象とした公募展「みつめて、かんじて、たべてみて！－作品のみかた・味わいかた」を実施し、11月19日に表彰式および試食イベントを開催 (協賛：埼玉りそな銀行、協力：埼玉県立近代美術館フレンド)	
	11月	ポール・シニャックの絵画を1点購入。翌年1月から、MOMASコレクション第4期で公開			
平成31年	3月	企画展「阿部展也－あくなき越境者」、および企画展「辰野登恵子オン・ペーパーズ」が美連協大賞・優秀カタログ賞を受賞	令和6年	2月	博物館法改正に伴い博物館再登録を申請し、令和6年2月15日付で博物館登録原簿への登録が完了
	4月	ブラジル大使来館			
令和2年	2月	企画展「森田恒友展」を開催。翌月、美連協優秀カタログ賞を受賞 新型コロナウイルス感染拡大防止のため2月29日から5月31日まで臨時休館			
	6月	6月2日から再開館し、延期していた企画展「New Photographic Objects 写真と映像の物質性」を9月6日まで開催			
	12月	新型コロナウイルス感染拡大防止のため、12月24日から3月21日まで、再度、臨時休館			
令和3年	3月	3月23日から再開館し、延期していた企画展「コレクション4つの水紋」を5月16日まで開催			
令和4年	2月	企画展「開館40周年記念展 扉は開いているか－美術館とコレクション1982-2022」を開催			
	10月	浦和PARCOとの連携企画（「知ろう！発見！Our art spot！」ほか）を実施			
	11月	11月3日に開館40周年を迎える			
令和5年	5月	新型コロナウイルス感染症の位置付けが5類に変更されたことに伴い、5月8日から滞在時間や入室人数などの制限をなくし通常開館			
	7月	7月15日～8月27日の期間、MOMASコレクション（常設展示）の観覧料を無料とする「埼玉りそな銀行フ			

3 組織

(1) 組織及び事務分掌

令和6年4月1日現在



(2) 委員名簿（選出区分別に五十音順）

埼玉県立近代美術館協議会委員

令和6年6月18日現在

○学校教育関係者

秋本文子 埼玉縣市町村教育委員会連合会理事
羽生市教育委員会教育長

森田 豊 埼玉県美術教育連盟連盟長
深谷市立上柴中学校長

○社会教育関係者

寺久保文宣 埼玉県美術家協会洋画部招待作家

山田明子 川越市立美術館館長

○家庭教育関係者

岡野啓子 埼玉県家庭教育振興協議会理事

○学識経験者

青木聖吾 美術家

井口壽乃 埼玉大学名誉教授

代田一貴 NHKさいたま放送局副局長

谷口周子 武蔵野銀行地域サポート部長

野中味恵子 さいたま市民生委員児童委員
協議会理事

山田志麻子 うらわ美術館学芸員

吉野 律 国立新美術館学芸課
国際連携室プロジェクトマネージャー

埼玉県立近代美術館美術資料選考評価委員会委員

令和6年4月1日現在

滝沢恭司 町田市立国際版画美術館学芸担当係長

野地耕一郎 泉屋博古館分館館長

樋田豊次郎 美術史家

山梨俊夫 地方独立行政法人大阪市博物館機構理事

光田由里 多摩美術大学アートアーカイヴセンター所長

埼玉県立近代美術館利用審査会委員

令和6年4月1日現在

○美術関係者

飯野一郎 彫金作家

栗崎浩一路 書家

小澤基弘 洋画家

内藤五琅 日本画家

林 喜一 写真家

吉武研司 洋画家

○行政関係者

森内優子 県文化財・博物館課 副課長

埼玉県立近代美術館フレンド役員

令和6年4月1日現在

会長 清水武司 秩父地域利用者

副会長 武島 裕 秩父地域利用者

理事 小林 真 秩父地域利用者

理事 島村 克己 県南地域利用者

理事 滝沢 布沙 県北地域利用者

理事 根岸 和美 秩父地域利用者

理事 野口 恵子 県南地域利用者

理事 丸山 晃 県西地域利用者

理事 水野 晶子 県南地域利用者

理事 依田 衣恵 県南地域利用者

監事 遠藤 俊明 県東地域利用者

4 令和6年度 主要事業概要

(1) 展示事業

ア MOMAS コレクション (収蔵品展)

収蔵品の中核をなす埼玉ゆかりの美術家と彼らに影響を与えた国内外の優れた作品をさまざまな角度から紹介する。本年度は、下記の4期に分けて実施。

(ア) MOMAS コレクション [6/8-8/25]

会期：6月8日(土)―8月25日(日)

○「セレクション」

ピカソほか、MOMAS コレクションの名品を紹介。

○「シュルレアリスム宣言 100 周年」

夢や無意識といったキーワードをもとに、シュルレアリスムの世界を紹介。

(イ) MOMAS コレクション [8/31-11/24]

会期：8月31日(土)―11月24日(日)

○「セレクション」

モネほか、MOMAS コレクションの名品を紹介

○「旅路の画家」

旅をテーマに、スケッチや版画、日本画などを紹介。

○「さいきんのたまもの」

近年新たに美術館のコレクションに仲間入りした作品を紹介。

(ウ) MOMAS コレクション [11/30-3/2]

会期：11月30日(土)―令和7年3月2日(日)

○「セレクション」

シャガールほか、MOMAS コレクションの名品を紹介。

○「戦後日本美術の開拓者たち」

企画展「没後30年 木下佳通代」の開催にあわせ、関西の作家を中心に、戦後の日本美術の動向を紹介。

○「特集：木村直道」

廃品などを使いユーモアあふれる作品を生み出した、県内ゆかりの彫刻家・木村直道の世界を紹介。

(エ) MOMAS コレクション [3/8-6/1]

会期：令和7年3月8日(土)―6月1日(日)

○「セレクション」

シニャックほか、MOMAS コレクションの名品を紹介。

○「アメリカの美術家たち」

移動や越境をキーワードに、新天地あるいは故郷としてのアメリカ、芸術の実験場としての都市などの視点から、アメリカで活動した作家の作品を紹介。

イ 企画展

本年度は、下記の4本の企画展を実施する。

(ア) アブソリュート・チェアーズ

会期：2月17日(土)―5月12日(日)

「椅子の美術館」として知られる当館がデザインの文脈を離れた新たな視点から、20世紀以降の美術作品における椅子の表象を紹介する。国内外の多様なアーティストによる平面・立体・映像作品を通して、椅子という身近な存在から社会や人間の在り様を考察する。

(イ) 吉田克朗展—ものに、風景に、世界に触れる

会期：7月13日(土)―9月23日(月・祝)

深谷市出身で「もの派」の中核作家として知られる吉田克朗。その全貌に迫る初めての回顧展として、記録写真や未公開の資料を交え、「もの派」を代表する初期作品から、1990年代後半の絵画の大作までを振り返り、吉田の制作の軌跡をたどる。

(ウ) 没後30年 木下佳通代

会期：10月12日(土)―令和7年1月13日(月・祝)

兵庫を拠点に活動し、関西の戦後美術を代表する作家のひとりである木下佳通代。木下は初期の写真を用いた表現から、次第に絵画へと軸足を移しつつ、一貫して「存在とは何か」という問いに向き合い続けた。本展では、代表作を一挙に展示し、国内初となる美術館での個展として、作家の全貌を紹介する。

(エ) メキシコへのまなざし

会期：2月1日（土）—5月11日（日）

1950年代の日本では、メキシコ美術が盛んに紹介され、多くの美術家はその造形表現に魅了された。一方、当館では、開館以来メキシコの近現代美術を収集してきた。本展では、メキシコに憧れた日本の美術家たちと、当館のコレクションの双方から、戦後日本がメキシコ美術をどのように捉えたのかを考察する。

ウ アーティスト・プロジェクト#2.08「松平莉奈」

会期：令和7年2月1日（土）—5月11日（日）
MOMASコレクションや企画展の枠を超え、現在活躍しているアーティストを推薦する展示プログラム。今回紹介する松平莉奈は、京都を拠点に活動し、日本画や東洋の絵画をベースに、日本近世の史実や物語、歴史上の人物などを題材とした具象画を制作している。本展では、新作を中心に紹介する。

(2) 美術資料の収集

本県ゆかりの作家と、彼らに影響を与えた国内外の作家を核にしなが、現在活躍中の作家についても収集する。

(3) 普及事業

ア 講座・講演会等

(ア) ミュージアム・レクチャー

これまで実施してきた美術館講座に代わり、さらに多くの方に美術に対する興味を深めていただくため、美術および関連領域をテーマにレクチャーを行う。

(イ) ミュージアム・シアター

展示会の枠組みでは紹介が難しい表現（映像・映画、音楽、ダンス、演劇、パフォーマンス）について取り上げ、より幅広いジャンルの表現に触れる機会を提供する。

(ウ) 企画展関連講演会等

企画展ごとに講演会やトークイベント等を実施し、企画展への理解を深める。

イ 世代交流を取り入れたプログラム

(ア) MOMASのとびら

さまざまな世代の人たちがともに美術への関心を深め、美術館を生活の中に位置づけることができるよう、主に土曜日に次のプログラムを実施する。

○ みる+つくる

MOMASコレクションまたは企画展の作品を鑑賞し、それをもとにした簡単な制作を楽しむ。

○ 親子クルーズ

MOMASコレクションまたは企画展の作品を親子で鑑賞し、会話や簡単な制作を楽しむ。

○ み〜つけ！

未就学児とその保護者向けのプログラムで、美術館でのできごとを体いっぱい楽しむ。

○ 工房

美術館ならではの制作活動を行う。

○ 彫刻あらいぐま

親子で彫刻を洗いながら鑑賞を楽しむ。

○ アート★ビンゴ

ビンゴシートをもらい、自分で館内を巡りながらクイズに挑戦する。

○ わくわく鑑賞ツアー

絵画、彫刻、グッド・デザインの椅子を対話による鑑賞で巡る。

○ フリープログラム

美術館や作品にちなんだ、参加者が手軽に活動できるプログラムを行う。事前の申込みは不要で、開催時間中は誰でも参加できるようにする。

○ サマー・アドベンチャー

夏休み期間限定の特別プログラムを行う。

○ もますまつり

県民の日にフリープログラムを実施する。

(イ) 夏休みの子供向けプログラム

- 夏休みMOMASステーション
夏休みに、教育普及サポート・スタッフが中心となって、来館する子供たちに美術館利用のアドバイスや情報提供を行う。
- 鑑賞ガイドツアー
教育普及サポート・スタッフが中心となって子供向けの鑑賞ガイドを行う。

ウ 学校との連携

学校の美術館活用を促進し、共に鑑賞教育のあり方を探るため、博学連携事業を展開する。

(ア) 教員美術講座

教員を対象に講座を開催し、学校における美術館活用の促進と鑑賞教育の充実を図る。

(イ) ミュージアム・キャラバン事業の実施

アーティストを派遣して、学校教育への協力事業を実施する。

(ウ) 公募展「みつめて、かんじて、たべてみて！

ー作品のみかた・味わいかた」の実施

県内児童生徒が美術作品にふれるきっかけをつくり、幅広い鑑賞方法を提示すること、また、児童生徒の発表の場を設けることで、学校と美術館とのつながりを深めることを目的としたコンクールを実施する。美術作品の鑑賞をもとにし、感じたことを「食/食べ物」にして表現した作品を広く募集する。鑑賞教育の可能性を広く周知する。

(エ) 埼玉大学との授業提携・他大学との協力

美術館と埼玉大学教育学部が共同で「MOMASのとびら」のプログラムを企画・運営し、参加する学生に大学が単位認定を行う「ミュージアム・コラボレーション」のほか、学生から希望がある場合、埼玉大学大学院生の文化政策の実習「ミュージアム・インターンシップ」の受け入れも検討する。

(オ) 博物館実習生の受入

今年度は14大学18名の実習生を受け入れる。

(カ) 学校団体見学の受入（随時受付）

展示室案内や別室での鑑賞体験を組み合わせて対応する。

(キ) 授業協力（随時受付）

収蔵作品の複製画などを用いて授業を行う。

(ク) 教材の貸出（随時受付）

収蔵作品の複製画やアートカードの貸出を行う。

エ 作品の解説

(ア) ギャラリートーク

企画展の理解を深め、鑑賞の一助とするため、企画展開催期間中に当館学芸員が解説する。

(イ) コレクション・トーク

MOMASコレクションで展示中の収蔵作品から1点を選んで当館学芸員が解説する。

(ウ) 一般団体対応（随時受付）

事前予約制で、希望する一般団体にむけてスライドや資料を用いて展覧会や美術館について案内する。視覚障害者を対象としたガイドも行う。

(エ) 美術館サポーターによるガイド

MOMASコレクション開催中、美術館サポーター（ガイド・ボランティア）が作品解説を行い、来館者の鑑賞を支援する。

オ 美術情報の提供

(ア) 資料閲覧室の公開

内外の美術図書、雑誌を収集し公開するとともに、利用者に美術情報を提供する。開室日時：火・木・土曜日の13時～17時

カ 広報活動

(ア) 広報印刷物の発行

広報紙「ソカロ」、年間スケジュールを紹介する「ミュージアム・カレンダー」（年1回発行）、企画展をはじめとする各事業のチラシ・ポスター等を発行する。

(イ) パブリシティ及びホームページ等の運用
各種広報資料を作成し、報道機関や出版社等に情報提供を行う。また、ホームページやソーシャルネットワークサービス（ツイッター、フェイスブック、ユーチューブ）を運用し、最新の美術館情報を発信する。

キ 美術館ボランティア

各ボランティアが来館者や美術館のためのサポートを行っている。

(ア) 美術館サポーター

MOMAS コレクションの解説ガイドを行うボランティア。平成12年に発足したもので、美術館が月1回開催する研修会への出席や自主的な研修などを重ね、質の高い解説の提供にむけて取り組んでいる。

(イ) 彫刻ボランティア

「埼玉県立近代美術館彫刻ボランティア」は平成15年に発足。屋外彫刻についての意識啓発を促すボランティアである。現在は、「MOMASのとびら」における彫刻洗浄プログラムの講師として活動することを予定している。

(ウ) 教育普及サポート・スタッフ

子供向けの普及事業の運営をサポートするボランティア。大学生、教員、一般など参加者は幅広く、夏休み子供相談、鑑賞ツアーやワークショップなどの運営にあたる。

ク 埼玉県立近代美術館フレンド(fam's)

埼玉県立近代美術館フレンドがより充実した活動を行い、会員が美術館の事業に積極的に参加し、会員相互の交流を深められるよう助言や協力を行う。

(4) 貸館事業

一般展示室は、主に県内の美術団体や美術家の作品発表の場として、講堂は美術に関する行事等の場としてそれぞれ提供する。

5 令和6年度当初予算の概要

美術館費 121,350,000円

(美術館で計上)

美術館管理運営費 66,040,000円

美術館管理運営費

(教育普及・広聴広報活動費) 5,118,000円

企画展事業費 50,192,000円

事務局費〔経常費〕 50,093,000円

教育財産管理費 1,400,000円

(財務課で計上)

合計 172,843,000円

6 施設の概要

(1) 建築の特徴

建設地の北浦和公園は、旧制浦和高校時代の並木や公園の緑など、自然環境に恵まれた所である。

計画に当たっては、樹木の移植を必要最小限にとどめ、また、建物の高さを出るだけおさえるなど、周囲の環境に融合するよう設計された。

建物全体は、グリッド(格子)の立方体によって構成されており、エントランスポーチは、建物の内部と外部との中間領域(グレーゾーン)を形成し正面の曲面ガラスと一体になって、個性的な空間をつくっている。

限られた敷地のため、建物は地上3階、地下1階の4層構造となり展示室が3つの階に分かれることになった。そこで、各階を貫く吹抜のセンターホールを設け、展示室の一体感を確保するとともに、天井から自然光を採り入れ、ユニークな空間を形成している。

各種の展示空間は、一体的、有機的に配置されており、多彩な展示形態や動線設定が可能ないように配慮している。

(2) 椅子の美術館—優れたデザインの椅子

デザイン史上名脚といわれているもの、グッド・デザインとして定評のあるものなど、約70種類の椅子を収蔵している。

なお、入館者にゆっくりくつろいで作品を鑑賞してもらえよう、それらの椅子は各所に配置して自由に座れるようにしている。

(3) 建物の概要

敷地面積 35,177 m²

建築面積 2,238.7 m²

延床面積 8,577.2 m²

展示壁長 1,440 m

工 期

昭和55年3月28日～昭和57年2月27日

工事費等 ア 設計調査費 135,450,000 円

イ 建設工事 3,114,787,000 円

〔 建築工事 2,270,000,000 円 〕

〔 設備工事 792,731,000 円 〕

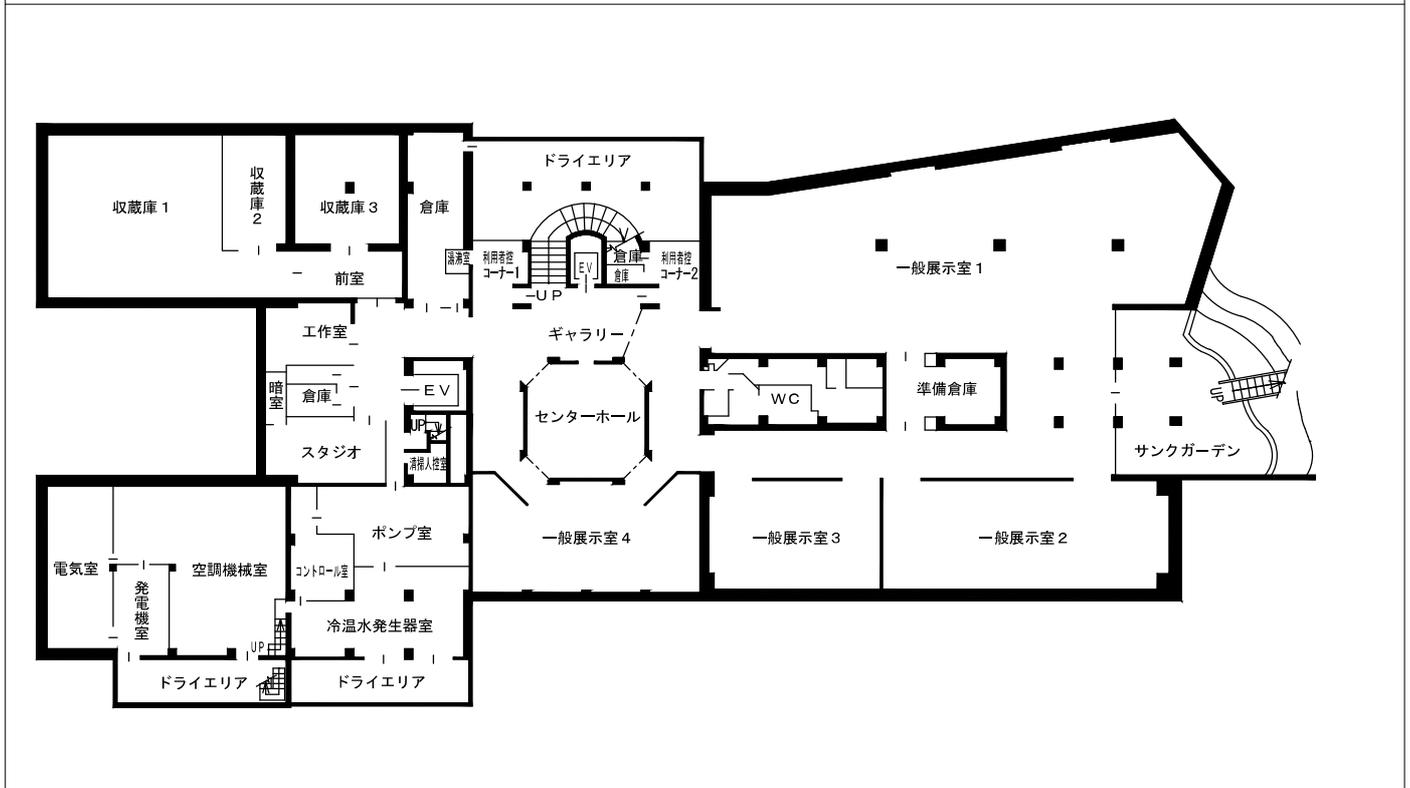
〔 その他工事 52,056,000 円 〕

ウ 備品費等 410,739,000 円

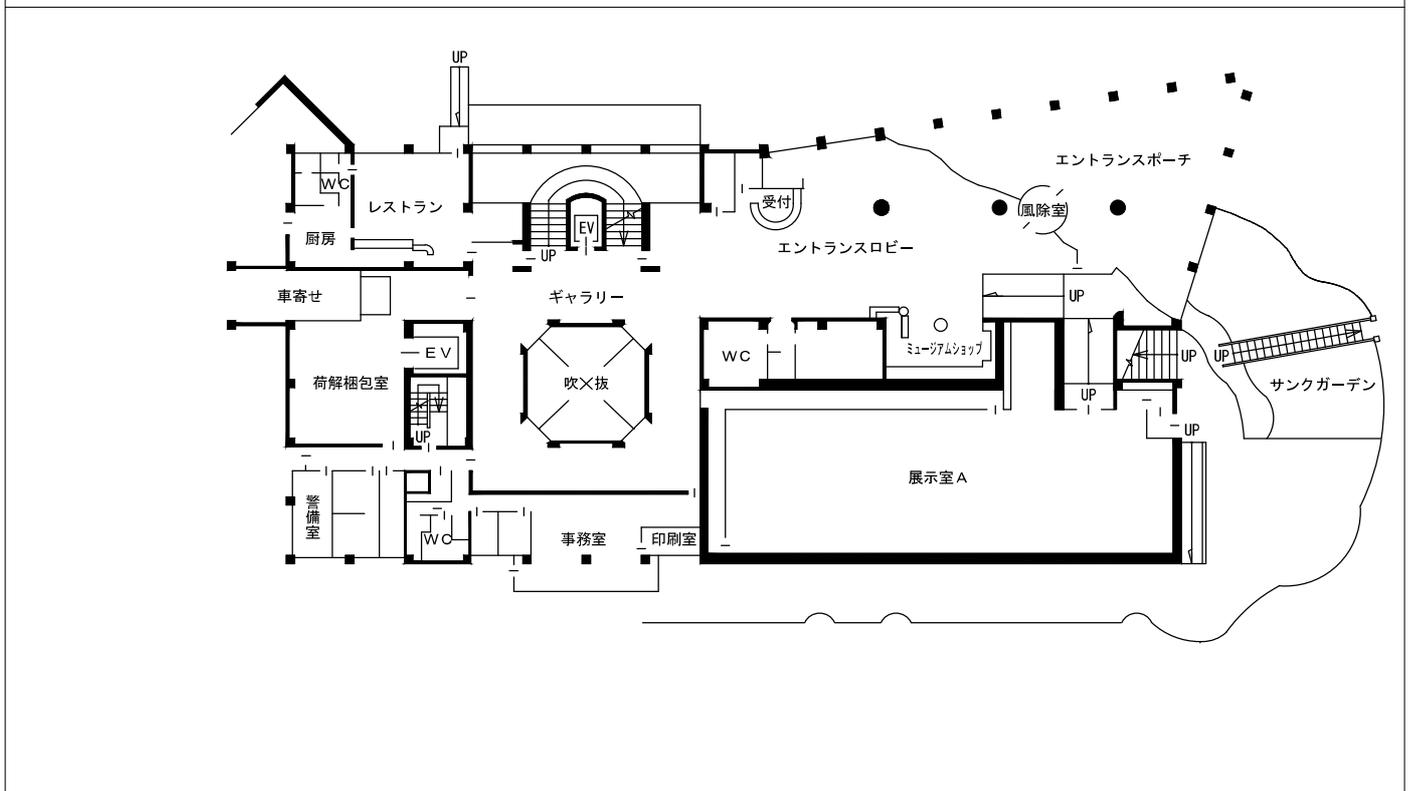
合 計 3,660,976,000 円

設 計 株式会社黒川紀章建築都市設計事務所

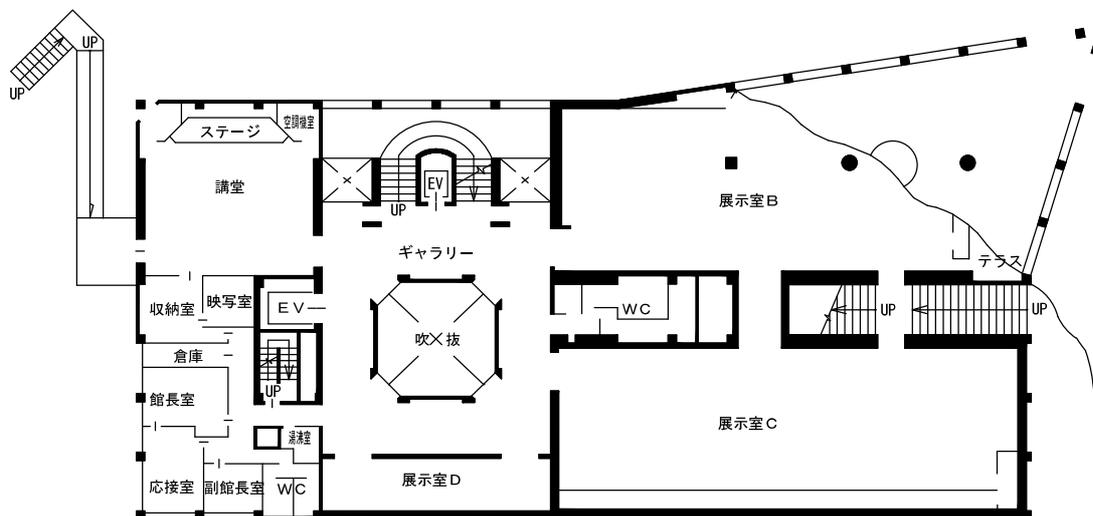
■ 地階平面図



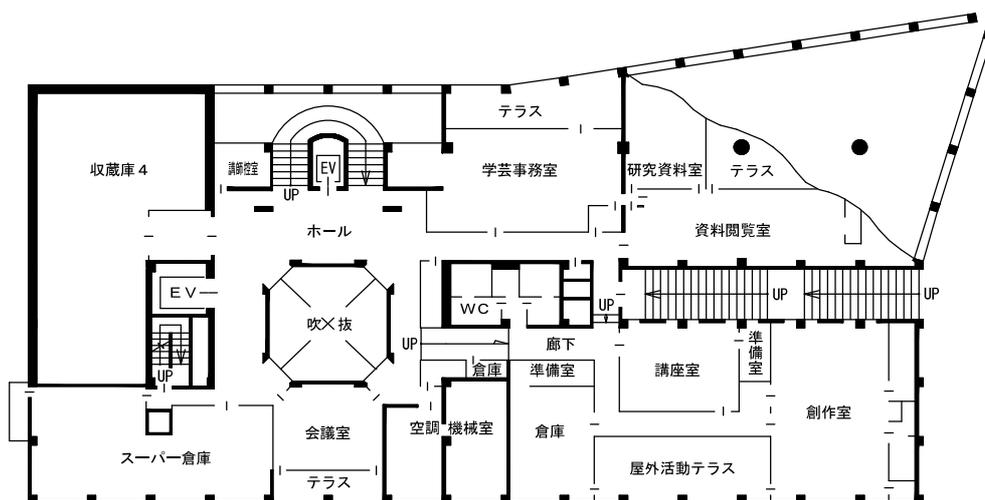
■ 1階平面図



■ 2階平面図



■ 3階平面図



7 主な収蔵作品

区分	作者	題名	制作年	寸法(cm)	備考
油彩画	カミーユ・ピサロ	エラニーの牛を追う娘	1884年	59.7×73.3	
〃	ポール・シニャック	アニエールの河岸	1885年	60.2×92.2	
〃	クロード・モネ	ジヴェルニーの積みわら、夕日	1888～89年	65.0×92.0	
〃	オーギュスト・ルノワール	三人の浴女	1917～19年	50.3×61.3	
〃	モーリス・ユトリロ	旗で飾られたモンマルトルのサクレ=クール寺院	1919年	81.0×60.0	
〃	マルク・シャガール	二つの花束	1925年	81.2×100	
〃	アンドレ・ドラン	浴女	1925年	65.2×50.3	
〃	ジョルジュ・ルオー	横向きのパエロ	1925年頃	64.3×45.8	
〃	キスリング	リタ・ヴァン・リアの肖像	1927年	100.0×73.0	
〃	ジュール・パスキン	眠る裸女	1928年	73.5×92.5	
〃	パブロ・ピカソ	静物	1944年	65.7×92.1	
〃	ポール・デルヴォー	森	1948年	127.5×152.8	
〃	斎藤与里	朝	1915年	65.8×100.4	
〃	岸田劉生	路傍初夏	1920年	38.0×45.5	
〃	田中保	裸婦	1924年	162.0×130.0	
〃	佐伯祐三	門と広告	1925年	61.0×73.1	
〃	藤田嗣治	横たわる裸婦と猫	1931年	73.2×116.2	
〃	熊谷守一	裸	1943年	66.0×46.5	
〃	寺内萬治郎	裸婦	1954年	91.0×73.0	
〃	荒川修作	VOICE DRINKER/THE ARTIFICIAL GIVEN	1978～79年	183.5×305.8	
日本画	橋本雅邦	長江晴楼図	1895年頃	66.9×139.8	埼玉県指定有形文化財
〃	菱田春草	湖上釣舟	1900年	162.2×166.4	
〃	速水御舟	夏の丹波路	1915年	138.8×49.8	
〃	森田恒友	初夏の図	1926～27年	141.2×51.0	
〃	鍋木清方	慶長風俗	1920～29年	各160.0×161.4	
〃	小茂田青樹	春の夜	1930年	156.4×68.8	
〃	伊東深水	宵	1933年	79.5×99.3	
〃	横山大観	漁村曙	1940年	143.8×50.5	
彫刻	アリスティド・マイヨール	イル・ド・フランス	1925年	高さ167.5	
〃	シャルル・デスピオ	ピアンキー二嬢	1929年	高さ37.3	
〃	ジャコモ・マンズー	枢機卿	1979年	高さ220.0	
〃	フェルナンド・ボテロ	横たわる人物	1984年	高さ120.0	屋外彫刻
〃	木村直道	シンバルを叩く男	1965～68年	49.7×48.9×21.1	
〃	草間彌生	脚立 / スーツケース	1966年	252.0×57.0×155.0 / 46.0×70.0×19.0	
〃	遠藤利克	泉-9個からなる	1989年	各75.0×75.0×130.0	
版画	ポール・ゴーギャン	タヒチの木版画	1891～94年	28.4～35.5×20.0～20.5	10枚シリーズ
〃	駒井哲郎	束の間の幻影	1951年	17.9×28.8	
立体その他	宮島達男	Number of Time in Coin-Locker	1996年	32.0×42.0×42.0	1fコインロッカー内に設置

収蔵作品内訳

令和6年4月1日現在

種別 区分	購入	寄贈	県立博物館 から移管	保管転換	合計
日本画	44	216	243	2	505
油彩画ほか	120	434	114	18	686
ドローイング	62	727	56	6	851
版画	411	868	116	0	1,395
写真	120	104	2	0	226
映像	0	6	0	0	6
平面その他	9	9	3	0	21
彫刻	73	83	42	0	198
立体その他	5	8	0	1	14
工芸	11	33	0	6	50
書	0	0	31	0	31
資料Ⅰ	8	70	73	0	151
資料Ⅱ	3	28	3	0	34
合計	866	2,586	683	33	4,168

(注) この種別は、当館収蔵品目録(昭和62年3月)の分類による。

なお、令和3年3月29日館長決裁により、新たに映像の区分を設けた。

8 年度別美術作品取得費

	年 度	取得費	
昭和	54	300,000,000 円	
	55	300,000,000 円	
	56	300,000,000 円	
	57	300,000,000 円	
	58	50,000,000 円	
	59	350,000,000 円	
	60	83,600,000 円	
	61	50,000,000 円	
	62	75,000,000 円	
	63	118,240,000 円	
	平成	元	323,700,000 円
		2	50,000,000 円
		3	39,290,000 円
4		720,010,000 円	
5		50,000,000 円	
6		25,293,000 円	
7		33,691,000 円	
8		49,574,000 円	
9		340,654,500 円	
10		34,578,000 円	
11		9,650,000 円	
12		4,000,000 円	
13~17		0 円	
18	2,500,000 円		
19.20	0 円		
21	1,500,000 円		
22~26	0 円		
27	3,300,000 円		
28	4,500,000 円		
29	10,800,000 円		
30	290,000,000 円		
令和	元~5	0 円	
合 計		3,919,880,500 円	

9 令和5年度事業実施状況

(1) 展示事業

ア MOMASコレクション

収蔵作品を年4回展示替し、さまざまなテーマで多様な作品を紹介した。

(ア) MOMASコレクション[5/13-8/27]

会期：5月13日(土)ー8月27日(日)

○「セレクション：企業の支援によるコレクション」
埼玉りそな銀行(旧埼玉銀行)の支援により開館当初に収蔵された主な作品を取り上げ、当館のコレクション形成について振り返った。埼玉りそな銀行開業20周年に関連した企画として実施した。

○「MOMASノ海」

海をテーマにした作品を幅広く紹介した。

※7月15日~8月27日の期間、MOMASコレクション(常設展示)の観覧料を無料とする「埼玉りそな銀行フリーデー」を開催(協賛：埼玉りそな銀行、協力：埼玉県立近代美術館フレンド)

(イ) MOMASコレクション[9/2-11/26]

会期：9月2日(土)ー11月26日(日)

○「セレクション」

モーリス・ドニ、瑛九ほか、MOMASコレクションの名品を紹介。

○「特集：須田剋太」

埼玉出身の画家・須田剋太は、生命感あふれる力強い抽象画を数多く制作した。当館の須田剋太コレクションにより画業を紹介。

(ウ) MOMASコレクション[12/2-2/25]

会期：12月2日(土)ー令和6年2月25日(日)

○「セレクション」

モネほか、MOMASコレクションの名品を紹介。

○「魅惑のリアリズム」

倉田弟次郎、上田薫など近現代の作家による「リアル」な表現に注目し、その多彩な魅力を紹介。

(エ) MOMASコレクション[3/2-6/2]

会期：令和6年3月2日(土)ー6月2日(日)

○「セレクション」

ピカソほか、MOMASコレクションの名品を紹介。

- 「チェアーズー椅子の美術館」
当館が所蔵するデザイン椅子を一挙公開し、「椅子の美術館」としての歩みをたどった。
- 「さいきんのだまもの」
田中保や正木隆の作品など、近年の新たな収蔵品を紹介した。

イ 企画展

(ア) 戸谷成雄 彫刻

会期：2月25日(土)―5月14日(日)
戸谷成雄は1970年代から彫刻家としてのキャリアをスタートさせ、戦後の日本美術における彫刻表現を牽引してきた。この展覧会では、初期作品や「森」、「ミニマルバロック」シリーズなどの代表作を紹介し、その活動の全貌を振り返った。

(イ) 横尾龍彦 瞑想の彼方

会期：7月15日(土)―9月24日(日)
日本とドイツを往来しながら活躍し、晩年は埼玉県秩父市にアトリエを構えた画家・横尾龍彦の回顧展。画風を大きく変化させながら、自己を超えた無意識の世界を探求し続けた横尾の全貌を約145点の作品資料により紹介した。

(ウ) イン・ビトウィーン

会期：10月14日(土)―令和6年1月28日(日)
近年当館の収蔵作家となった早瀬龍江、ジョナス・メカス、林芳史に、ゲスト・アーティストとして潘逸舟を加えた4名の作家に焦点を当て、日常や歴史、国境など、さまざまな境界の間で思索と実践を続けるアーティストたちの軌跡を紹介した。

(エ) アブソリュート・チェアーズ

会期：2月17日(土)―5月12日(日)
「椅子の美術館」として知られる当館がデザインの文脈を離れた新たな視点から、20世紀以降の美術作品における椅子の表象を紹介した。国内外の多様なアーティストによる平面・立体・映像作品を通して、椅子という身近な存在から社会や人間の在り様を考察した。

ウ アーティスト・プロジェクト#2.07「永井天陽 遠回りの近景」

会期：10月14日(土)―令和6年1月28日(日)

MOMASコレクションや企画展の枠を超え、現在活躍しているアーティストを推薦する展示プログラム。今回はアクリル材や剥製、既製品など、異なる素材を重ね合わせることで、多重の境界をもつ彫刻作品を制作する永井天陽を紹介した。最新作を交えたインスタレーションを館内各所で行った。

(2) 美術資料の収集

令和5年度は、34件の寄贈を受けた。平成30年度のポール・シニャック《アニエールの河岸》購入を最後に、作品の購入ができない状況が続いている中、貴重な作品を多数受け入れることができた。

瑛九、須田剋太、遠藤利克は県ゆかりの作家として、これまでも積極的に作品の収集を続けてきた。今回は、それぞれの制作活動を検証する際の参考となる作品及び資料類の寄贈を受け、体系的な収集を進めることができた。中でも、須田剋太の支援者から受贈した多数の油彩・ドローイング作品は、これまで当館に収蔵のなかった初期の写実的な作品が中心となっており、須田の作品変遷を辿るうえで重要な収蔵となった。

現代作家の作品についても、寄贈によりコレクションに一層の厚みが得られた。1960年代末に活動を開始し、美術家共闘会議(美共闘)を理論的に牽引するなど重要な活動を展開した彦坂尚嘉の作品は、作家の制作の原点に位置付けることのできる作例である。当館が収集の柱のひとつとする1960年代末から1970年代の日本の美術動向について、従来とは異なる角度からの検証が可能となる点でも重要な収蔵となった。また、作家自身が名画の登場人物などに扮する写真作品で活躍する森村泰昌の1990年の作品1点も受贈した。代表的な作風とは異なるユニークなコンセプトによる、希少な作例である。

当館で開催した展覧会をきっかけに寄贈を受けた作品も多くあった。令和4年度の企画展「桃源郷通行許可証」に出品した文谷有佳里と佐野陽一から、展覧会出品作およびその関連作品を受贈した。同年の「MOMASコレクション」で紹介した諫山元貴からは、映像作品2点を受贈した。また、令和5年度に横尾龍彦の回顧展を開催した

ことから、大型作品を含む横尾の油彩画5点を受贈した。展覧会事業が収集につながることは大変意義深いですが、本来的には、出品作を購入により収集できることが望ましい。

(3) 普及事業

ア 講座・講演会等

(ア) ミュージアム・レクチャー

年度中に1回、展覧会鑑賞とは別の視点で美術に触れる場として専門的なレクチャーを開催している。平成30年度まで行われていた「美術館講座」を、より間口を広げた形で引き継ぎ、聴講費不要としたものである。令和5年度は、下記のミュージアム・レクチャーを開催した。

■日本の表装文化 古美術から現代絵画まで

令和6年3月16日(土)／講師：稲崎昌仁(「経新堂 稲崎」表具師)／会場：講堂

(イ) ミュージアム・シアター

映像作品や音楽、パフォーマンスなど、展覧会では紹介が難しい多様な表現を取り上げ、より幅広いジャンルの芸術に触れる機会を提供することを目的としているイベントである。令和5年度は、以下の内容で開催した。

■女性たちの映像表現

- ・令和6年3月17日(日) 講堂／無料
上映作品：マヤ・デレン「午後の網目」、出光真子「加恵、女の子でしょ!」、清原惟「ひとつのバガテル」ほか
- ・令和6年3月24日(日) 講堂／無料
上映作品：マヤ・デレン「午後の網目」、出光真子「主婦の一日」、清原惟「わたしたちの家」ほか
ゲストによるトーク：清原惟(映画監督・映像作家)×中西香南子(国立映画アーカイブ 特定研究員)

(ウ) 企画展関連事業等

企画展についての理解を深めるための関連事業等を開催した。

○横尾龍彦 瞑想の彼方

期日	内容	講師等
9月10日(日)	特別対談	鎌田東二(京都大学名誉教授)×水沢勉(神奈川県立近代美術館館長)

○イン・ビトウィーン

期日	内容	講師等
10月14日(土)	アーティスト・トーク	潘逸舟(出品作家)×長島有里枝(アーティスト)
11月12日(日)	ジョナス・メカス 映像作品上映会①	—
12月3日(日)、10日(日)	ワークショップ「見つめる窓」	潘逸舟
12月24日(日)	ジョナス・メカス 映像作品上映会②	—
12月24日(日)	ジョナス・メカス ゲストによるトーク	清原惟(映画監督・映像作家)×井戸沼紀美(「肌蹴る光線」主宰)

○アブソリュート・チェアーズ

期日	内容	講師等
2月23日(金・祝)	座談会「美術のなかの椅子なるもの」	山口恵里子(筑波大学教授)×建畠哲(当館館長)×鶴尾佳奈(愛知県美術館学芸員)×佐伯綾希(当館学芸員)
3月10日(日)	パフォーマンス+トーク+上映会	石田尚志(出品作家)

イ 世代交流を取り入れたプログラム

(ア) MOMASのとびら

さまざまな世代の人たちがともに美術への関心を深め、美術館を生活の中に位置づけることができるよう、主に土曜日に次のプログラムを実施した。

○みる+つくる

MOMASコレクションや企画展を鑑賞し、それをもとに工作などを楽しむ。

期 日	参加者数
5月20日(土)	13人
10月28日(土)	12人
11月4日(土)	16人
12月9日(土)	17人
12月16日(土)	17人
合 計	75人

○親子クルーズ

MOMASコレクションや企画展を親子で鑑賞し、それをもとに工作などを楽しむ。

期 日	参加者数
7月15日(土)	18人
7月22日(土)	18人
2月3日(土)	15人
2月10日(土)	14人
合 計	65人

○み~つけ!

未就学児とその保護者向けのプログラムで、美術館でのできごとを体いっぱい楽しむ。

期 日	参加者数
6月3日(土)	13人
6月10日(土)	12人
11月25日(土)	14人
12月2日(土)	14人
合 計	53人

○工房

美術館ならではの作品づくりを楽しむ。

期 日	参加者数
6月24日(土)	15人
7月1日(土)	13人
1月20日(土)	14人
1月27日(土)	14人
3月2日(土)	15人
3月9日(土)	16人
合 計	87人

○彫刻あらいぐま

親子で屋外彫刻を洗いながら鑑賞を楽しむ。

期 日	参加者数
4月29日(土)	11人
5月13日(土)	中止
9月9日(土)	中止
9月16日(土)	7人
合 計	18人

○フリープログラム

美術館や作品にちなんだ、参加者が手軽に活動できるプログラムを行う。事前の申込みを不要とし、開催時間中は誰でも参加できるように実施してきたが、新型コロナウイルス感染症対策のため、当面の間、事前申込み制、時間を限定して行う。

期 日	参加者数
4月8日(土)	57人
4月22日(土)	45人
5月6日(土)	191人
10月7日(土)	132人
1月13日(土)	61人
合 計	486人

○サマー・アドベンチャー

夏休み限定の特別プログラムを実施する。

期 日	参加者数
8月5日(土)	29人
8月12日(土)	212人
8月19日(土)	16人
8月26日(土)	15人
合 計	272人

○もますまつり

県民の日にフリープログラムを実施する。

期 日	参加者数
11月14日(火)	330人

(イ) 夏休みの子供向けプログラム

○夏休みMOMASステーション

夏休みに、教育普及サポート・スタッフが中心となって、来館する子供たちに美術館利用のアドバイスや情報提供を行うことを計画した。消毒やマスク着用など、新型コロナウイルス感染症対策を講じて行った。

ウ 学校との連携

学校の美術館活用を促進し、共に鑑賞教育のあり方を探るため、博学連携事業を展開する。

(ア) 教員美術講座

教員を対象に講座を開催し、学校における美術館利用促進と鑑賞教育の充実を図る。

8月3日(木) 参加者 24人	「造形遊びをとおして図工の時間をアップデートさせよう！」 講師：石上城行氏（埼玉大学）
8月10日(木) 参加者 23人	「色、いろ、イロで、空を舞う！」 講師：代淳子氏

(イ) ミュージアム・キャラバン事業の実施

県内の学校をアーティストとともに訪問しワークショップを行い、授業の枠を広げ、鑑賞や創作体験をすることを通して児童生徒に美術の楽しさや美術的な価値観・視点を目的に実施している。

2月8日(木) 参加児童 57人	「影のワークショップ」 講師：青木聖吾(美術家) 実施校：三郷市立前谷小学校 5年
2月21日 (水) 参加児童 104人	「丸シールでいろいろな世界を描こう！」 講師：大村雪乃氏 実施校：戸田市立美谷本小学校 5、6年

(ウ) 第1回「みつめて、かんじて、たべてみて！

ー作品のみかた・味わいかた」の実施

学校との連携強化と、図工・美術教育の発展を目的に、県内の小・中学校、高等学校、特別支援学校（級）の児童・生徒を対象に本事業の開催を計画した。当館収蔵作品の鑑賞をもとに受け取ったイメージを、「食（食べ物/料理）」になぞらえ、描いたものを募集した。第1回の令和5年度は、129点の作品が集まった。受賞作品、応募作品を11月14日（火）から1月28日（日）まで、1階吹き抜けまわりの無料スペースに展示した。

令和5年度は、埼玉りそな銀行の協賛で、総合グランプリに選ばれた作品を実際に食べ物として創作する試食イベントも実施した。

(エ) 埼玉大学との授業提携・他大学との協力

美術館と埼玉大学教育学部が共同で「MOMASのとびら」のプログラムを企画・運営し、参加する学生に大学が単位認定を行う「ミュージアム・コラボレーション」のほか、学生から希望がある場合、埼玉大学大学院生の文化政策の実習ミュージアム・インターンシップの受け入れも検討する。

令和5年度：インターンシップ（学芸3人、普及3人受け入れ）

(オ) 博物館実習生の受入

15大学20人の実習生を受け入れた。

(カ) 学校団体見学の受入（随時受付）

展示室案内や別室での鑑賞体験を組み合わせで対応する。

令和5年度実績：36団体、計1,845人

(キ) 授業協力（随時受付）

収蔵作品の複製画などを用いて授業を行う。
令和5年度実績：44校、152学級、4,148人

(ク) 教材の貸出（随時受付）

収蔵作品の複製画やアートカードの貸出を行う。
令和5年度実績：33件 139セット

エ 作品の解説

(ア) ギャラリー・トーク

企画展の理解を深めるため、学芸員が展示室内で行う解説。令和4年度まで新型コロナウイルス感染症対策のため開催を自粛していたが、令和5年度から再開した。

（7月15日、8月6日、1月13日、3月23日）

(イ) サンデー・トーク

MOMASコレクション等の展示作品から毎回1点を選んで、学芸員が展示室内で行う解説。令和4年度まで新型コロナウイルス感染症対策のため開催を自粛していたが、令和5年度から再開した。

5月21日	パブロ・ピカソ《静物》 担当学芸員：平野 到 参加者数：25人
-------	---------------------------------------

7月16日	スクリプカリウ落合安奈 《Blessing Beyond the Borders》 担当学芸員：五味良子 参加者数：14人
8月27日	マルク・シャガール《二つの花束》 担当学芸員：吉岡知子 参加者数：32人
10月8日	須田剋太《作品 1984 白》 担当学芸員：大越久子 参加者数：22人
11月26日	ポール・シニャック 《アニエールの河岸》 担当学芸員：嶋原 悠 参加者数：25人
1月28日	牧野虎雄《晚き夏》 担当学芸員：菊地真央 参加者数：20人
2月28日	小島喜八郎《草 冬》 担当学芸員：佐藤あゆか 参加者数：23人
3月3日	クロード・モネ《ルエルの眺め》 担当学芸員：篠原 優 参加者数：30人

(ウ) 一般団体対応（随時受付）

事前予約制で、希望する一般団体に向けてスライドや資料を用いて展覧会や美術館について案内する。視覚障害者を対象としたガイドも行う。

令和5年度実績：8団体、計106人

(エ) 美術館サポーターによるガイド

MOMASコレクション開催中の原則として毎日、美術館サポーター（ガイド・ボランティア）が作品解説を行い、来館者の鑑賞を支援する。令和5年度は、新型コロナウイルス感染症対策を講じながら、展示室内のガイドを行った。

オ 美術情報の提供

(ア) 資料閲覧室の公開

国内外の美術図書、雑誌を公開するとともに、美術情報の提供や資料相談を行う。
開室日時：火・木・土曜日の13時～17時

カ 広報活動

(ア) 広報印刷物の発行

広報紙「ソカロ」、年間スケジュールを紹介する「ミュージアム・カレンダー」（年1回発行）、企画展をはじめとする各事業のチラシ・ポスター等を発行した。

(イ) パブリシティ及びホームページ等の運用

各種広報資料を作成し、報道機関や出版社等に情報提供を行った。また、ホームページやソーシャルネットワーキングサービス（エックス、フェイスブック、ユーチューブ）を運用し、最新の美術館情報を発信した。

キ 美術館ボランティア

各ボランティアが来館者や美術館のためのサポートを行っているが、感染対策を講じ、可能な範囲で活動した。

(ア) 美術館サポーター

MOMASコレクションの解説ガイドを行うボランティア。平成12年に発足したもので、美術館が月1回開催する研修会への出席や自主的な研修などを重ね、質の高い解説の提供にむけて取り組んでいる。

（令和5年度登録者数：31人）

(イ) 彫刻ボランティア

「埼玉県立近代美術館彫刻ボランティア」は平成15年に発足。屋外彫刻についての意識啓発を促すボランティアである。現在は、「MOMASのとびら」における彫刻洗浄プログラムの講師として活動している。令和5年度は、講師として年4回活動することを計画した。天候の影響により、実施は2回となった。

（令和5年度登録者数：8人）

(ウ) 教育普及サポート・スタッフ

子供向けの普及事業の運営をサポートするボランティア。大学生、教員、一般など参加者は幅広く、夏休み子供相談、鑑賞ツアーやワークショップなどの運営にあたる。

(令和5年度登録者数：74人)

ク 埼玉県立近代美術館フレンド(fam.s)

埼玉県立近代美術館フレンドがより充実した活動を行い、会員が美術館の事業に積極的に参加し、会員相互の交流を深められるよう助言や協力を行った。

(4) 貸館事業

主に県内の美術団体や美術家の作品発表の場として一般展示室を提供した。また、美術に関する行事や会議等の場として講堂を提供した。

令和5年度の利用状況は、次のとおりであった。

ア 一般展示室

利用件数	87件
延観覧者数	88,167人
開催日数	261日
1日平均観覧者数	337人

イ 講堂

利用件数	17件
------	-----

■入館者数一覧

令和6年3月31日現在

	入館者数	展 示 事 業						普 及 事 業				貸 館 事 業	
		企 画 展 示						企画展 関連	MOMAS コレクション 関連	教育・普及 関連	資料閲覧室	一般 展示室	埼玉県美術 展覧会
		MOMAS コレクション	戸谷成雄 彫 刻	横尾龍彦 夢想の彼方	イン・ピト ウィーン	アブリユー ト・チエアー ス	企画展計						
開 催 期 間	4/1(土) ～ 3/31(日)	4/1(土) ～ 3/31(日)	4/1(土) ～ 5/14(日)	7/15(土) ～ 9/24(日)	10/14(土) ～ 1/28(日)	2/17(土) ～ 3/31(日)						4/4(火) ～ 3/31(日)	5/31(水) ～ 6/22(木)
日 (日)数	305	289	39	65	85	38	15	8	45	149	241	20	
観 覧 者 数 利 用 者 数	167,976	37,724	5,417	7,868	8,500	5,066	593	191	1,837	1,719	70,156	18,011	
1 日 当 た り 平 均	550	130	138	121	100	133	39	23	40	11	291	900	
有 料	一般個人	8,062	2,733	3,641	3,574	2,554							
	一般団体	1,252	144	284	654	310							
	大高個人	647	307	341	370	286							
	大高団体	64	5	16	61	7							
無 料	(人)計	10,025	3,189	4,282	4,659	3,157							
	(人)料	27,699	2,228	3,586	3,841	1,909							

月別入館者数

月 別	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
入 館 者 数 (人)	13,314	13,105	21,028	9,171	14,874	13,763	13,195	17,611	10,203	11,385	12,309	18,018	167,976

10 職員名簿

令和6年4月1日現在

館長 建 畠 哲
(非常勤)

○ 総務・管理担当

副館長 藤 倉 陽 子
担当部長 栗 林 雅 志

○ 総務担当

担当課長 宮 田 美 香
主任 佐 藤 耕 史
主 事 志 熊 あさこ
会計年度任用職員 福 田 紘 顯

○ 管理担当

担当課長 端 山 晃 弘
主任 岡 田 賢 人
主 事 平 泉 樹

○ 企画展、教育・広報、常設展・收藏品担当

副館長 平 野 到

○ 企画展担当

主任学芸員 吉 岡 知 子
学芸員 鳴 原 悠
学芸員 菊 地 真 央
学芸員 佐 伯 綾 希

○ 教育・広報担当

担当課長 平 井 良 子
担当課長 岡 村 安佑美
主任 佐 藤 美 絵
学芸員 篠 原 優
会計年度任用職員 高 橋 南々花

○ 常設展・收藏品担当

主任学芸員 大 浦 周
学芸員 佐 藤 あゆか
学芸員 西 尾 真 名
学芸員(臨時的任用) 松 江 李 穂
会計年度任用職員 河 崎 洋

11 関係例規

*原文縦書き

(1)埼玉県立近代美術館条例

昭和57年10月 9日
埼玉県条例第55号

(設置)

第1条 美術に関する県民の知識及び教養の向上に寄与するため、博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項に規定する博物館として、埼玉県立近代美術館(以下「美術館」という。)をさいたま市浦和区常盤9丁目30番1号に設置する。

(観覧料)

第2条 美術館が展示する美術資料を観覧しようとする者は、別表第1に定めるところにより、観覧料を納付しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、知事は、特別の美術資料を展示した場合においては、別に観覧料の額を定めることができる。

(特別利用料)

第3条 美術館が所蔵している美術資料について、熟覧、模写、模造、撮影又は原板使用の許可を受けた者は、別表第2に定めるところにより、特別利用料を納付しなければならない。

(施設等使用料)

第4条 一般展示室、講堂又は附属設備の利用の許可を受けた者は、別表第3に定めるところにより、施設等使用料を納付しなければならない。

(観覧料等の減免)

第5条 知事は、特別の必要があると認めるときは、観覧料、特別利用料又は施設等使用料を減額し、又は免除することができる。

(観覧料等の還付)

第6条 既納の観覧料、特別利用料及び施設等使用料は、還付しない。ただし、利用する者の責めに帰することができない理由により、美術館を利用することができないときは、その全部又は一部を還付する。

附 則

この条例は、昭和57年11月1日から施行する。

附 則(平成元年3月29日条例第56号)

- 1 この条例は、平成元年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に許可の申請があった利用に係る特別観覧料及び施設等使用料の額については、なお従前の例による。

附 則(平成6年3月31日条例第15号)

この条例は、平成6年4月1日から施行する。

附 則(平成7年3月20日条例第34号)

この条例は、平成7年4月1日から施行する。

附 則(平成9年3月28日条例第52号)

- 1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に許可の申請があった利用に係る特別観覧料及び施設等使用料の額については、なお従前の例による。

附 則(平成13年7月17日条例第54号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成14年3月29日条例第47号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。ただし、別表第1の改正規定(企画展示に係る部分を除く。)は、同年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表第3の規定(講堂に係る部分に限る。)は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の申請に係る施設等使用料について適用し、施行日前の申請に係る施設等使用料については、なお従前の例による。

- 3 改正後の別表第3の規定(一般展示室に係る部分に限る。)は、施行日以後の申請に係る利用で当該利用が平成14年8月27日以後のものに係る施設等使用料について適用し、当該利用が同日前のものに係る施設等使用料については、なお従前の例による。

附 則(平成14年12月24日条例第74号)

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成17年12月26日条例第120号)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第2の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の申請に係る熟覧、模写、模造又は撮影について適用し、施行日前の申請に係る熟覧、模写、模造又は撮影については、なお従前の例による。

- 3 改正後の別表第3の規定は、施行日以後の申請に係る一般展示室、講堂又は附属設備の利用について適用し、施行日前の申請に係る一般展示室又は講堂の利用については、なお従前の例による。

附 則(平成25年3月29日条例第4号)

この条例は、平成25年7月1日から施行する。(後略)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後のそれぞれの条例の規定（利用料金に係る条例の規定を除く。）は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に領収する使用料その他の歳入（施行日前に発した納入通知書により領収するものを除く。）の額について適用し、施行日前に領収した使用料その他の歳入及び施行日前に発した納入通知書により施行日以後に領収する使用料その他の歳入の額については、なお従前の例による。

附 則（平成31年3月19日条例第2号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後のそれぞれの条例の規定（利用料金に係る条例の規定を除く。）は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に領収する使用料その他の歳入（施行日前に発した納入通知書により領収するものを除く。）の額について適用し、施行日前に領収した使用料その他の歳入及び施行日前に発した納入通知書により施行日以後に領収する使用料その他の歳入の額については、なお従前の例による。

別表第1（第2条関係）

区 分	観覧料の金額	
	個 人	団体（20人以上の場合に限る。）
一般	200円	一人につき 120円
学生・生徒	100円	一人につき 60円

備考

- 一 義務教育終了前の者については、無料とする。
- 二 年間観覧料（同一人が一年間美術館の展示する美術資料（特別の美術資料を除く。）を観覧しようとする場合の観覧料をいう。）の金額は、次のとおりとする。

区 分	年間観覧料の金額
一般	1,200円
学生・生徒	600円

別表第2（第3条関係）

区 分	単 位	特別利用料の金額
熟覧	1点1日につき	1,250円
模写・模造	1点1日につき	2,500円
撮影	1点1カットにつき	4,180円
原板使用	1点につき	3,130円

備考

- 一 びょうぶは、一隻を一点とする。
- 二 一そろいをなす巻子は、一卷を一点とする。
- 三 掛軸は、一幅を一点とする。
- 四 その他の美術資料は、各個を一点とする。

別表第3（第4条関係）

施設等の名称	利用区分	施設等使用料の金額
一般展示室1	1日	34,100円
一般展示室2	1日	13,200円
一般展示室3	1日	7,700円
一般展示室4	1日	4,400円
講 堂	1時間	2,200円
附 属 設 備		別に知事が定める。

備考

一般展示室又は講堂の利用について特別に電気を使用したときは、所定の施設等使用料のほかに、その実費相当額を徴収する。

(2)埼玉県立近代美術館管理規則

昭和57年10月19日
埼玉県教育委員会
規則第13号

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第33条第1項の規定に基づき、埼玉県立近代美術館（以下「美術館」という。）の管理運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(休館日等)

第2条 美術館の休館日は、次のとおりとする。

- 一 月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、県民の日を定める条例（昭和46年埼玉県条例第58号）に規定する日、5月1日又は同月2日である場合を除く。）
 - 二 1月1日から3日まで及び12月29日から31日まで
- 2 前項の規定にかかわらず、館長は、特別の事情があるときは、埼玉県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）の承認を得て、休館日に開館し、又は臨時に休館日を設けることができる。

(開館時間)

第3条 美術館の開館時間は、午前10時から午後5時30分までとする。ただし、美術館の展示施設への入場は、午後5時までとする。

2 館長は、特別の事情があるときは、前項に規定する開館時間を変更することができる。

(一般展示室の利用)

第4条 美術館の一般展示室の利用は、1日を単位とし、引き続き3週間を超えることができない。ただし、埼玉県教育委員会(以下「教育委員会」という。)の主催による事業に利用するとき又は館長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

2 美術館の一般展示室の利用に係る美術作品の搬入及び搬出については、第2条第1項の規定にかかわらず、月曜日に行うことができる。

(観覧券の交付)

第5条 館長は、埼玉県立近代美術館条例(昭和57年埼玉県条例第55号。以下「条例」という。)第2条の規定により観覧料を納付した者(年間観覧料を納付した者(以下「年間観覧者」という。))を除く。)に対し、観覧券を交付するものとする

2 館長は、年間観覧者に対し、年間観覧券を交付するものとする。

3 年間観覧券の有効期間は、交付の日から起算して1年とする。

4 年間観覧者は、美術館の展示施設に入場する際に有効な年間観覧券を提示しなければならない。

(特別利用手続)

第6条 美術館が所蔵している美術資料について、熟覧、模写、模造、撮影又は原板使用(以下「特別利用」という。)をしようとする者は、あらかじめ、様式第1号の美術資料特別利用許可申請書を館長に提出し、館長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可は、様式第2号の美術資料特別利用許可書を交付して行うものとする。

3 第1項の許可は、当該許可に係る特別利用が次の各号のいずれかに該当するときは、これをしてはならない。

一 美術館が所蔵している美術資料の保存に影響を及ぼすおそれがあると認められるとき。

二 公共の福祉を阻害するおそれがあると認められるとき。

三 その他美術館が所蔵している美術資料の特別利用をすることが適当でないときと認められるとき。

4 館長は、第一項の許可をする場合において必要があるときは、当該許可に係る特別利用について条件を付することができる。

(施設等の利用手続等)

第7条 美術館の一般展示室、講堂及び附属設備(以下「施設等」という。)を利用しようとする者は、あらかじめ、様式第3号の施設等利用(変更)許可

申請書を館長に提出し、館長の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の許可は、様式第4号の施設等利用(変更)許可書を交付して行うものとする。

3 第1項の許可は、当該許可に係る利用が次の各号のいずれかに該当するときは、これをしてはならない。

一 美術館の管理上支障があると認められるとき。

二 公共の福祉を阻害するおそれがあると認められるとき。

三 その他美術館の設置の目的に反すると認められるとき。

4 館長は、第1項の許可をする場合において、必要があるときは、当該許可に係る利用について条件を付することができる。

(附属設備の利用に係る施設等使用料)

第8条 附属設備の利用に係る施設等使用料は、別表のとおりとする。

(利用権の譲渡等の禁止)

第9条 第6条第1項又は第7条第1項の許可を受けた者(以下「利用権利者」と総称する。)は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(特別利用等の条件の変更、停止及び許可の取消し)

第10条 館長は、利用権利者が次の各号のいずれかに該当するときは、又は美術館の管理上特に必要があるときは、当該許可に係る特別利用若しくは利用(以下この条において「特別利用等」という。)の条件を変更し、若しくは特別利用等を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。

一 第6条第4項若しくは第7条第4項の規定による条件又は第17条の規定による遵守事項若しくは指示に違反したとき。

二 前条の規定に違反したとき。

三 特別利用料又は施設等使用料を納期限までに納めなかつたとき。

四 不正な手段によつて特別利用等の許可を受けたとき。

2 美術館は、利用権利者が前項各号のいずれかに該当する理由により、同項の処分を受け、これによつて損失を受けることがあつてもその補償の責めを負わない。

(特別の設備等の承認)

第11条 第7条第1項の許可を受けた者が当該許可に係る施設等に特別の設備をし、又は備付けの物品以

外の物品を使用しようとするときは、館長の承認を受けなければならない。

(物品の販売の承認)

第12条 第7条第1項の許可を受けた者が当該許可に係る施設等を利用する場合において、物品を販売しようとするときは、あらかじめ、館長の承認を受けなければならない。

(原状回復)

第13条 第7条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る利用を終わつたときは、速やかに当該施設等を原状に回復しなければならない。第10条第1項の規定により利用の停止又は許可の取消しの処分を受けたときも、同様とする。

(観覧料等の減免)

第14条 館長は、次の各号のいずれかに該当する者については、観覧料を減額し、又は免除することができる。

一 教育課程に基づく学習活動として観覧する学生及び生徒

二 教育課程に基づく学習活動として観覧する学生、生徒又は児童の引率者

三 条例第2条第1項及び第2項に規定する観覧料を併せて納付する者

四 第5条第4項に規定する有効な年間観覧券を提示した者(特別の美術資料を観覧しようとする場合に限る。)

五 埼玉県立歴史と民俗の博物館管理規則(平成18年埼玉県教育委員会規則第8号)第4条第4項、埼玉県立史跡の博物館管理規則(平成18年埼玉県教育委員会規則第9号)第4条第4項及び埼玉県立自然と川の博物館管理規則(平成18年埼玉県教育委員会規則第10号)第4条第4項に規定する有効な年間観覧券を提示した者

六 その他館長が減額し、又は免除することが適当であると認める者

2 館長は、特別の必要があると認めるときは、特別利用料を減額し、又は免除することができる。

3 館長は、次の各号のいずれかに該当する場合については、施設等使用料を減額し、又は免除することができる。

一 教育委員会又は埼玉県の主催による事業に利用するとき。

二 その他館長が減額し、又は免除することが適当であると認めるとき。

4 前3項の規定により観覧料、特別利用料又は施設

等使用料の減額又は免除を受けようとする者は、あらかじめ、様式第5号の観覧料等減額(免除)申請書を館長に提出し、館長の許可を受けなければならない。ただし、第1項第3号から第5号までに掲げる者その他館長が観覧料等減額(免除)申請書の提出を要しないと認めた者については、観覧料等減額(免除)申請書の提出に代えて、口頭で申請することができる。

5 前項の許可は、同項ただし書きの場合を除き、様式第6号の観覧料等減額(免除)承認書を交付して行うものとする。

(美術資料の館外貸出し)

第15条 館長は、美術館の所蔵する美術資料を他の美術館その他館長が適当と認めたものに館外貸出しをすることができる。

2 前項の規定により美術資料の館外貸出しを受けようとするものは、様式第7号の美術資料館外貸出許可申請書を館長に提出し、館長の許可を受けなければならない。

3 前項の許可は、様式第8号の美術資料館外貸出許可書を交付して行うものとする。

4 美術資料の館外貸出期間は、60日以内とする。ただし、館長は、特に必要があると認めるときは、これを延長することができる。

5 館長は、第2項の許可をする場合において、必要があるときは、当該許可に係る館外貸出しについて条件を付することができる。

(損害賠償)

第16条 美術館の入館者及び美術資料の館外貸出しを受けたものは、自己の責めに帰すべき理由により、美術館の施設若しくは設備を損傷し、又は備品若しくは美術資料を亡失し、若しくは損傷したときは、これによって生じた損害を賠償しなければならない。

(遵守事項及び館長の指示)

第17条 館長は、美術館の入館者の遵守事項を定め、及び美術館の管理上必要があるときは、入館者に対し、その都度指示をすることができる。

(入館の禁止等)

第18条 館長は、美術館の秩序を乱し、若しくは乱すおそれのある者の入館を禁止し、又はその者に対して退館を命ずることができる。

(美術資料の寄贈及び寄託)

第19条 美術館は、美術資料の寄贈及び寄託を受けることができる。

2 美術館に美術資料を寄贈しようとする者は、様式

第9号の美術資料寄贈申請書により、美術資料を寄託しようとする者は、様式第10号の美術資料寄託申請書により、それぞれ館長に申請するものとする。

3 美術館に美術資料を寄贈した者に対しては、様式第11号の美術資料受領証を、美術資料を寄託した者に対しては、様式第12号の美術資料受託証をそれぞれ交付するものとする。

4 寄託を受けた美術資料（以下この条において「寄託美術資料」という。）は、美術館が所有する美術資料と同様の取扱いをするものとする。ただし、その特別利用及び館外貸出しについては、寄託者の承認を得なければならない。

5 美術館は、災害その他不可抗力による寄託美術資料の損害に対して、その責めを負わない。

（事務）

第20条 美術館においては、次の事務を所掌する。

一 美術資料の収集、保管、展示、利用等に関すること。

二 模写、模型等の美術資料の作成に関すること。

三 美術資料の利用に関する助言、指導等に関すること。

四 美術資料に関する専門的、技術的な調査研究に関すること。

五 美術資料の保管及び展示等に関する技術的な研究に関すること。

六 美術資料に関する解説書、目録、図録、研究報告書等の刊行に関すること。

七 美術資料に関する講演会、講習会、映写会、研究会等の開催に関すること。

八 美術資料を活用した学習支援に関すること。

九 他の美術館、博物館、図書館、学校その他の関係機関、団体等との協力に関すること。

十 美術資料の寄贈及び寄託に関すること。

十一 入館者の受付及び施設（設備及び物品を含む。）の利用に関すること。

十二 観覧料、特別利用料及び施設等使用料に関すること。

十三 館内の秩序維持に関すること。

十四 美術館協議会に関すること。

十五 北浦和公園の管理に関すること。

十六 庶務に関すること。

十七 前各号に掲げるもののほか、所掌事務に関連した事務の処理に関すること。

（職及び職務）

第21条 美術館に次の表の上欄に掲げる職を置き、そ

の職務は、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。ただし、担当部長及び担当課長の職は、必要に応じて置くものとする。

職	職務
館長	上司の命を受け、美術館の所掌する事務を掌理し、その事務を処理するため、所属の職員を指揮監督する。
副館長	上司の命を受け、特に指定された事項を掌理するとともに、当該指定事項について、館長を助け、これらの事務を処理するため、職員を指揮監督する。
教育主幹	上司の命を受け、博物館法（昭和26年法律第285号。以下「法」という。）第4条第4項に規定する事務以外の事務で、特に困難なものに従事し、その事務を処理するため、職員を指揮監督する。
担当部長	上司の命を受け、特に指定された事項を掌理し、その事務を処理するため、職員を指揮監督する。
担当課長	上司の命を受け、担任する事務を掌理し、その事務を処理するため、職員を指揮監督する。

2 前項に定めるもののほか、美術館に次の表の上欄に掲げる職を置き、その職務は、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。ただし、主席学芸主幹、学芸主幹及び主任学芸員の職は、必要に応じて置くものとする。

職	職務
主席学芸主幹	上司の命を受け、法第4条第4項に規定する事務で極めて高度の知識、経験等を必要とする特に困難なものに従事し、その事務を処理するため、職員を指揮監督する。
学芸主幹	上司の命を受け、法第4条第4項に規定する事務で高度の知識、経験等を必要とする特に困難なものに従事し、その事務を処理するため、職員を指揮監督する。
主任学芸員	上司の命を受け、法第4条第4項に規定する事務で相当高度の知識、経験等を必要とする困難なものに従事する。
学芸員	上司の命を受け、法第4条第4項に規定する事務に従事する。

3 前2項に定めるもののほか、必要に応じて、美術館に次の表の上欄に掲げる職を置き、その職務は、

それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

職	職 務
主任	上司の命を受け、事務又は技術で相当困難なものに従事する。
主事	上司の命を受け、事務に従事する。
技師	上司の命を受け、技術に従事する。

4 前3項に定めるもののほか、必要に応じて、美術館に次の表の上欄に掲げる職を置き、その職務は、同表の下欄に掲げるとおりとする。

職	職 務
主任専門員	上司の命を受け、事務又は技術で知識、経験等を必要とする相当困難なものに従事する。
専門員	上司の命を受け、事務又は技術で知識、経験等を必要とするものに従事する。

(顧問)

第22条 前条に定めるもののほか、美術館に顧問を置くことができる。

2 顧問は、美術館の重要な業務に関し諮問に応ずる。
(職の任命)

第23条 第22条に定める職は、事務職員又は技術職員のうちから教育委員会が命ずる。ただし、主席学芸主幹、学芸主幹、主任学芸員及び学芸員にあつては、法第5条に規定する資格を有する者の中から命ずる。
(事業計画及び事業報告)

第24条 館長は、あらかじめ、教育長の承認を得て、美術館の事業計画を定めるものとする。

2 館長は、美術館の事業について、毎月10日までに前月における概要を、年度終了後1月以内に前年度における概要を、それぞれ教育長に報告しなければならない。

(補則)

第25条 この規則の施行に関し必要な事項は、あらかじめ、教育長の承認を得て、館長が定める。

附 則

この規則は、昭和57年11月1日から施行する。

附 則 (平成元年3月29日教育委員会規則第4号)

1 この規則は、平成元年4月1日から施行する。
2 この規則の施行の日前に許可の申請があった施設等の利用に伴う附属設備の利用に係る施設等使用料の額については、なお従前の例による。

附 則 (平成2年3月23日教育委員会規則第1号抄)
(施行期日)

1 この規則は、平成2年4月1日から施行する。

附 則 (平成7年3月31日教育委員会規則第20号)

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則 (平成9年3月28日教育委員会規則第5号)

1 この規則は、平成9年4月1日から施行する。
2 この規則の施行の日前に許可の申請があった施設等の利用に伴う附属設備の利用に係る施設等使用料の額については、なお従前の例による。

附 則 (平成11年3月30日教育委員会規則第8号)

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則 (平成14年3月29日教育委員会規則第18号)

この規則は、平成14年4月1日から施行する。ただし、第14条第1項中第三号を第四号とし、第二号の次に一号を加える改正規定及び同条第4項の改正規定は、同年6月1日から施行する。

附 則 (平成15年3月28日教育委員会規則第22号)

1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。
2 この規則の施行の際、この規則による改正前の埼玉県立近代美術館管理規則の規定により、美術館に設置されている次の表の上欄に掲げる職を命ぜられている者は、別に辞令を発せられない限り、同表の上欄に対応する下欄に掲げる職を命ぜられたものとする。

主査	担当課長
----	------

附 則 (平成18年3月14日教育委員会規則第11号)

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。
2 改正後の別表の規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後の申請に係る附属設備の利用について適用し、施行日以前の申請に係る附属設備の利用については、なお従前の例による。

附 則 (平成19年3月30日教育委員会規則第26号)

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。
2 改正前の埼玉県立近代美術館管理規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則 (平成19年3月30日教育委員会規則第30号抄)
(施行期日)

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。(後略)

附 則 (平成26年3月28日教育委員会規則第10号)

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。
2 この規則による改正後のそれぞれの規則の規定(利用料金に係る規則の規定を除く。)は、この規則の施行の日(以下この項において「施行日」という。)以後に領収する使用料その他の歳入(施行日前に発した納入通知書により領収するものを除く。)の額について適用し、施行日前に領収した使用料その他の歳入及び施行日前に発した納入通知書により施行日以降に領収する使用料そ

の他の歳入の額については、なお従前の例による。

附 則（平成30年3月23日教育委員会規則第2号）
この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月19日教育委員会規則第三号）

- 1 この規則は、平成三十一年十月一日から施行する。
- 2 この規則による改正後のそれぞれの規則の規定（利用料金に係る規則の規定を除く。）は、この規則の施行の日（以下この項において「施行日」という。）以後に領収する使用料（施行日前に発した納入通知書により領収するものを除く。）の額について適用し、施行日前に領収した使用料及び施行日前に発した納入通知書により施行日以後に領収する使用料の額については、なお従前の例による。

附 則（令和3年3月30日教育委員会規則第四号）

- 1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。
- 2 この規則による改正前のそれぞれの規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

別表（第8条関係）

附属設備の名称	単位	利用区分	施設等使用料の金額
スポットライト	1台	1日	50円
展示パネル	同	同	50円
展示ケース（立型）	同	同	480円
同（平型）	同	同	260円
展示台	同	同	50円
彫刻台	同	同	50円
ビデオプロジェクター	1式	1回	1,200円

注 この表による施設等使用料（ビデオプロジェクターに係るものに限る。）は、開館時間内における連続した利用をそれぞれ1回として計算する。

(3)埼玉県立近代美術館協議会条例 昭和57年10月9日 埼玉県条例第56号

（設置）

第1条 博物館法（昭和26年法律第285号）第23条第1項の規定に基づき、埼玉県立近代美術館に、埼玉県立近代美術館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（定数）

第2条 協議会の委員（以下「委員」という。）の定数は、15人以内とする。

（任命）

第3条 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者のうちから、埼玉県教育委員会が任命する。

（任期）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員の欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委任）

第5条 この条例に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、埼玉県教育委員会が定める。

附 則

この条例は、昭和57年11月1日から施行する。

附 則（平成24年3月27日条例第32号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（令和5年2月7日条例第1号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(4)埼玉県立近代美術館協議会規則 昭和57年10月19日 埼玉県教育委員会 規則第14号

（趣旨）

第1条 この規則は、埼玉県立近代美術館協議会条例（昭和57年埼玉県条例第56号）第5条の規定に基づき、埼玉県立近代美術館協議会（以下「協議会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（会長及び副会長）

第2条 協議会に、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、それぞれ協議会の委員（以下「委員」という。）の互選とし、その任期は、1年とする。

3 会長は、協議会の会議（以下「会議」という。）を主宰する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

（招集）

第3条 会議は、埼玉県立近代美術館長（以下「館長」という。）が招集する。

2 館長は、会議の日時、場所及び議題をあらかじめ委員に通知しなければならない。

（会議）

第4条 会議は、定例会及び臨時会とする。

2 定例会は、年2回、臨時会は、必要がある場合に開催する。

（議事）

第5条 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

2 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(会議の公開)

第6条 会議は、公開とする。ただし、出席した委員の3分の2以上の多数で議決したときは、非公開とすることができる。

(会議録)

第7条 会長は、次に掲げる事項を記載した会議録を作成するものとする。

- 一 会議の日時及び場所
- 二 出席及び欠席した委員の氏名
- 三 議決事項
- 四 表決における賛否の数
- 五 議事の経過
- 六 その他必要な事項

2 会議録には、会長及び出席した委員のうちから会長が指名した2人の委員が署名するものとする。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

附 則

この規則は、昭和57年11月1日から施行する。

附 則 (昭和60年3月26日教育委員会規則第1号)

この規則は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年3月27日教育委員会規則第17号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

(5)埼玉県美術作品取得基金条例

昭和54年3月15日
埼玉県条例第4号

(設置)

第1条 美術作品の取得を円滑に行うため、埼玉県美術作品取得基金(以下「基金」という。)を設置する。

(基金の額)

第2条 基金の額は、3億円とする。

2 必要があるときは、一般会計歳入歳出予算の定めるところにより基金に追加して積立てをすることができる。

3 前項の規定により積立てが行われたときは、基金の額は、その積み立てた額に相当する額増加するものとする。

(運用)

第3条 知事は、基金で美術作品を取得することができる。

(管理)

第4条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第5条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(処分)

第6条 知事は、財政上特に必要があると認めるときは、一般会計歳入歳出予算の定めるところにより、基金の目的を妨げない範囲内において、基金に属する現金の一部を処分することができる。

2 前項の規定による処分が行われたときは、基金の額は、その処分額に相当する額が減少するものとする。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月28日条例第18号)

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(6)埼玉県立近代美術館美術資料選考評価委員会設置要綱

(昭和54年7月15日 知事決裁)

(趣旨)

第1条 埼玉県立近代美術館において収集する美術作品、その他美術に関する資料の選考及び評価を適正かつ円滑に行うことを目的として、埼玉県立近代美術館美術資料選考評価委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(構成)

第2条 委員会は、委員5人をもって構成する。

2 委員は、美術に関し知識を有する者の中から、埼玉県教育委員会教育長の承認を得て、埼玉県立近代美術館長(以下「館長」という。)が委嘱する。

3 委員の任期は2年とし、再任することができる。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第3条 委員会は、必要のつど館長が招集する。

2 館長は、必要がある場合は、委員でない者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(業務)

第4条 委員会は、館長の諮問に応じて、次に掲げる事項を審議する。

(1) 埼玉県立近代美術館において収集する美術作品、その他美術に関する資料の選考及び評価に関すること。

(2) 寄託または寄贈資料の受け入れに関すること。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、埼玉県立近代美術館において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し、必要な事項は、館長が定める。

附 則

この要綱は、昭和54年7月15日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和58年3月1日から施行する。

(7)埼玉県立近代美術館利用審査会設置要綱

(昭和57年11月8日 教育長決裁)

(目的)

第1条 埼玉県立近代美術館(以下「美術館」という。)の一般展示室が、美術館の目的や運営方針にふさわしい利用に供されるよう、利用申込みについて審査するため、埼玉県立近代美術館利用審査会(以下「審査会」という。)を設置する。

(構成)

第2条 審査会は、9人以内の委員をもって構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、埼玉県立近代美術館長が委嘱する。

(1) 美術に関する学識を有する者

(2) 関係行政機関の職員

(任期)

第3条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 任期途中において委員が欠けた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第4条 審査会は、第1条の目的を達するため、必要に応じて会議を開き、美術館の一般展示室の利用希望について、その利用の適否を審査するものとする。

2 審査会は、緊急のときは、会議によらない方法で、前項の審査ができるものとする。

(座長等)

第5条 審査会に座長1人、座長代理1人を置き、委員の互選により選出する。

2 座長は、審査会を代表し、会議の進行をつかさどる。

3 座長代理は、座長に事故があるときは、座長の職務を代理する。

(庶務)

第6条 審査会の庶務は、美術館が処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、昭和57年11月8日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和58年4月28日から施行する。

(8)埼玉県都市公園条例(抄)

昭和36年9月29日

埼玉県条例第38号

(行為の許可)

第9条 都市公園において、次に掲げる行為をしようとする者は、知事の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

一 物品の販売、興行その他の営業行為をすること。

二 募金、署名運動その他これらに類する行為をすること。

三 業として写真又は映画等を撮影すること。

四 競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しをすること。

五 花火、キャンプファイヤー等火気を使用すること。

六 はり紙、はり札その他の広告物の表示をすること。

2 前項の許可は、当該許可に係る行為が次の各号のいずれかに該当する場合は、これをしてはならない。

一 都市公園の管理上支障があると認められるとき。

二 公共の福祉を阻害するおそれがあると認められるとき。

三 その他都市公園の設置の目的に反すると認められるとき。

3 知事は、第1項の許可をする場合において、必要があるときは、当該許可に係る行為について条件を付することができる。

(使用料の減免)

第18条 知事は、特別の必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の還付)

第19条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を還付する。

一 都市公園の管理上特に必要があるため、知事が行為又は利用の許可を取り消したとき。

二 利用権利者の責に帰することができない理由により、都市公園を利用することができないとき。

三 利用権利者が、使用料の全額を納付した後、規則で定める日までに行為又は利用の許可の取り消しの申出を行い、当該行為又は利用の許可の取消しを受けたとき。

(9)北浦和公園及びさきたま古墳公園の管理に関する規則

平成15年3月28日

埼玉県教育委員会規則第21号

(趣旨)

第1条 この規則は、北浦和公園及びさきたま古墳公園の管理に係る都市公園法(昭和31年法律第79号。以下「法」という。)及び埼玉県都市公園条例(昭和36年埼玉県条例第38号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(公園施設の設置若しくは管理又は占用の許可手続)

第2条 法第5条第1項前段に規定する公園施設の設置若しくは管理の許可又は法第6条第2項に規定する都市公園の占用の許可を受けようとする者は、様式第1号の公園施設設置等許可申請書を埼玉県立近代美術館長又は埼玉県立さきたま史跡の博物館長(以下「館長」という。)に提出しなければならない。

2 法第5条第1項後段又は法第6条第3項に規定する変更の許可を受けようとする者は、様式第2号の公園施設設置等変更許可申請書を館長に提出しなければならない。

(返還の手続)

第2条の2 法第27条第4項の規定により保管した工作物等(同条第6項の規定により売却した代金を含む。)を返還するときは、返還を受ける者にその氏名及び住所を証するに足りる書類を提示させる等の方法によってその者がその工作物等の返還を受けるべき所有者等であることを証明させ、かつ、様式第2号の2の工作物等受領書と引換えに返還するものとする。

(行為の許可手続)

第3条 条例第9条第1項に規定する都市公園において行う行為の許可を受けようとする者は、様式第3号の公園内行為許可申請書を館長に提出しなければならない。

(公園施設の利用の許可手続等)

第3条の2 条例第10条第1項に規定する公園施設(以下「公園施設」という。)の利用の許可を受けようとする者は、館長の定める方法で申請を行うものとする。

2 前項の申請の受付を開始する日は、館長が定めるものとする。

(使用料の納期限)

第3条の3 条例第17条に規定する使用料は、館長の定める期日までに納付しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、都市公園の使用の期限が三月を超える場合においては、館長の承認を得て、次の各号に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ館長の定める期日までに納付することができる。

- 一 第一期 四月から六月まで
- 二 第二期 七月から九月まで
- 三 第三期 十月から十二月まで

四 第四期 一月から三月まで

(使用料の減免手続)

第4条 条例第18条の規定により使用料の減額又は免除を受けようとする者は、様式第4号の使用料減額(免除)申請書を館長に提出しなければならない。

(使用料の還付手続)

第5条 条例第19条ただし書の規定により使用料の還付を受けようとする者は、様式第5号の使用料還付申請書を館長に提出するものとする。

(許可証の交付)

第6条 館長は、法第5条第1項前段に規定する公園施設の設置若しくは管理の許可又は法第6条第1項に規定する都市公園の占用の許可をしたときは様式第6号の公園施設設置等許可証を、法第5条第1項後段又は法第6条第3項の規定により変更の許可をしたときは様式第7号の公園施設設置等変更許可証を当該申請者に交付するものとする。

2 館長は、条例第9条第1項各号に規定する都市公園内において行う行為の許可をしたときは、様式第8号の公園内行為許可証を当該申請者に交付するものとする。

3 館長は、条例第10条第1項の規定により公園施設の利用の許可をしたときは、館長の定める様式の許可証を当該申請者に交付するものとする。

附 則

1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。

2 略

附 則(平成17年3月29日教育委員会規則第22号)

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。ただし、第2条の改正規定、第6条の改正規定(「第3条第1項各号」を「第7条第1項各号」に改める部分を除く。)、様式第1号及び様式第2号の改正規定並びに様式第6号及び様式第7号の改正規定は、公布の日から施行する。

2 改正前の北浦和公園の管理に関する規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして、使用することができる。

附 則(平成18年3月22日教育委員会規則第13号)

(施行期日)

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に法若しくは条例(以下「法令等」という。)の規定により知事がした処分その他の行為でその効力を有するもの又はこの規則の施行の日(以下「施行日」という。)前に法令等の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、施行日に埼玉県教育委員会が管理し、及び執行することとなる事務につい

ての施行日以降における法令等の適用については、埼玉県教育委員会のした処分その他の行為又は埼玉県教育委員会に対してなされた申請その他の行為とみなす。

- 3 この規則の施行前にこの規則による改正前の北浦和公園の管理に関する規則（次項において「改正前の規則」という。）の規定によりされた使用の許可の申請は、この規則による改正後の北浦和公園及びさきたま古墳公園の管理に関する規則の規定によりされた使用の許可の申請とみなす。
- 4 改正前の規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして、使用することができる。

12 埼玉県立近代美術館の目指すもの（ミッション・ステートメント及び戦略目標）

（平成18年3月教育長決裁）

埼玉県立近代美術館は世界の今を生きる全ての人のために存在します。そのため私たちは次のとおり新しい公立美術館を目指します。

1 美術と出会い、新たな考え方や価値を発見するための体験を提供します。

- （1）身近な視点から世界の今をみつめ、国境や言語を超えて共有される美術の素晴らしさを紹介します。
- （2）出会い・発見・感動をキーワードに、新たな視点に基づく展示や美術の楽しさを体感できるプログラムを提供します。
- （3）継続的な収集活動を通して特色あるコレクションを形成し後世に伝えます。また館内外での効果的な活用を通じてその魅力を紹介し付加価値を高めていきます。
- （4）すべての美術館活動の基盤となる調査研究活動を重視します。

2 人々が集い、参加し、交流するための基地となります。

- （1）魅力あるレストランやショップなど上質な空間とゆとりの時間を提供し、高齢者・障害者を含め誰もが利用しやすい環境を持った、居心地のよい美術館を目指します。

（2）美術に関する情報センターの役割を果たします。

（3）美術を愛する人々の交流や自主的活動を支援します。

3 未来を創る子どもたちの感性と創造力を育みます。

（1）子どもたちとともに生き生きとした感性と創造力の素晴らしさを再発見していきます。

（2）学校現場との連携を深め、学校による利用の促進を図ります。

4 地域や県民とともに進化する美術館を目指します。

（1）県民のニーズや時代の変化に対応して進化する美術館を目指します。美術館の情報を公開し改善に努めます。職員の意識改革を継続して行います。

（2）美術館の持つあらゆる資源（人・作品・施設等）を有機的・効果的に活用し、新たな顧客層を開拓するとともに、美術館を支援してくださる方々の輪を広げます。

（3）北浦和公園の活用も含め、美術館がまちのにぎわいの創出や地域の活性化に寄与するように努めます。

13 利用案内

○開館時間

午前 10 時から午後 5 時 30 分まで

○休館日

- (1)月曜日（祝日または県民の日の場合は開館）
- (2)年末年始

※保守点検などにより臨時に休館することがある。

○観覧料

(1)MOMAS コレクション(常設展)は下表のとおり。

区 分	観覧料の金額	
	個 人	団体 (20人以上)
一 般	200円	一人につき120円
学生・生徒	100円	一人につき60円

(2)企画展はその都度定める。

※MOMAS コレクション、企画展とも中学生以下の方と障害者手帳を御提示の方（障害者 1 人につき介護者 1 人を含む）については無料。

○観覧料の減免及びその手続き

(1)観覧料が全額免除となる場合

- (ア) 学生・生徒及びこれらの引率者（児童の引率者を含む。）が教育課程に基づく学習活動として観覧するとき
- (イ) 埼玉県又は埼玉県教育委員会が主催して行う施設見学の日程の一環として美術館を視察し、観覧するとき
- (ウ) 美術館に美術資料を寄贈若しくは寄託している方又は寄贈若しくは寄託しようとする方が観覧するとき

(2)観覧料が半額免除となる場合

- (ア) 埼玉県内の市町村及び市町村教育委員会が主催して行う施設見学の日程の一環として観覧するとき
- (イ) 埼玉県立近代美術館フレンド会員

(3)手続き

(1)の(ア)、(イ)及び(2)の(ア)については、事前に観覧料等減額（免除）申請書（管理規則様式第 5 号）を提出して、許可を受ける。

○一般展示室・講堂の利用

(1)各施設の規模、使用料

県内の美術団体や美術家などの作品発表の場として一般展示室が、県民の方の美術に関する講演会、講習会、研究会などを開催する場として講堂が、それぞれ次の料金で利用できる。

施設名	面積 (㎡)	展示壁長 (m)	天井高 (m)	使用料
一般展示室 1	612.88	205.06	4.31	1 週につき 238,700円
一般展示室 2	231.52	103.62	4.01	1 週につき 92,400円
一般展示室 3	138.91	61.94	4.01	1 週につき 53,900円
一般展示室 4	161.36	51.41	3.00	1 週につき 30,800円
講堂	234.99	—	3.00	1 時間につき 2,200円

※附属設備の利用については別に使用料が必要。

(2)利用の単位

- (ア) 一般展示室 … 原則として 1 週間（*）
*引き続き利用できる期間は最長で 3 週間。
- (イ) 講 堂 … 1 時間

(3)利用申込期間

(ア) 一般展示室

申込受付日	利用希望期間
1月10日～1月20日	3月20日ごろ～11月末ごろ ※12月初ごろ～翌年5月末ごろ
4月1日～4月10日	6月10日ごろ～翌年5月末ごろ
7月1日～7月10日	9月10日ごろ～翌年5月末ごろ ※翌年6月初ごろ～翌年11月末ごろ
10月1日～10月10日	12月10日ごろ～翌年11月末ごろ

注意：ただし、利用開始の 2 か月前までの分を受付。

※は新規受付、無印は補充受付。

(イ) 講 堂

利用申込みの受付期間は、利用希望日の 6 か月前から 2 週間前まで。

《交通案内》

▶JRを利用の場合

JR京浜東北線北浦和駅西口より徒歩3分（北浦和公園内）
JR東京駅、新宿駅から北浦和駅まで、それぞれ約35分

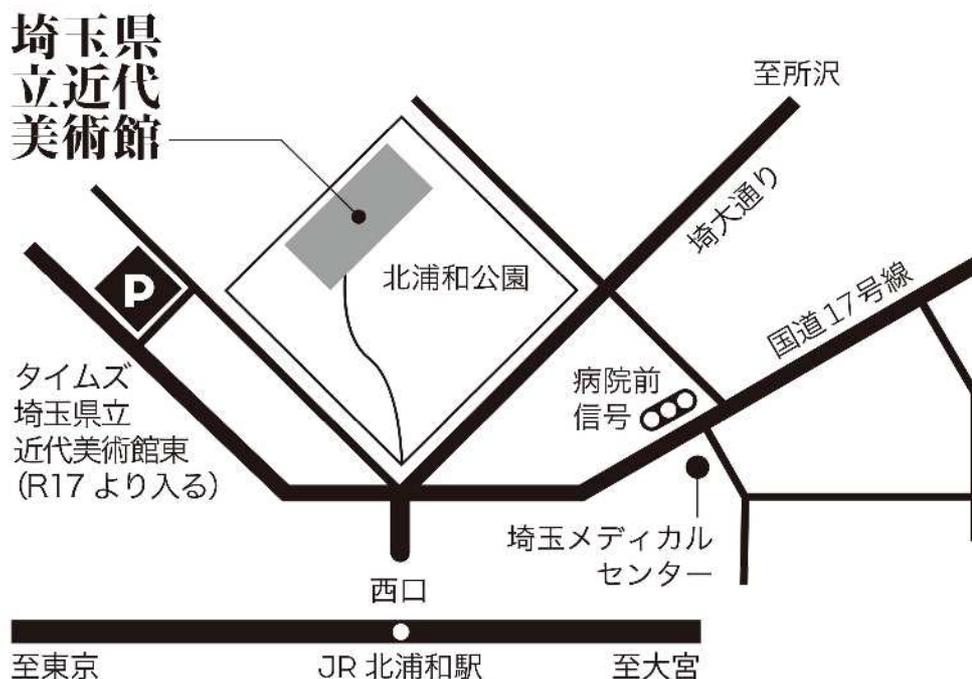
▶バスを利用される場合

国際興業バス・西武バスともに北浦和駅西口前下車徒歩3分

▶当館には専用駐車場はありません。

提携駐車場「タイムズ 埼玉県立近代美術館東」では、駐車料金の割引があります。
（企画展観覧で300円引き、MOMASコレクション（常設展）観覧で100円引き）
団体バスは事前にご相談ください。

▶お体の不自由な方のご来館には、業務用駐車場を提供いたします。 ただし、台数に限りがありますので事前にご連絡をお願いします。



埼玉県立近代美術館

〒330-0061 埼玉県さいたま市浦和区常盤9丁目30-1
電話 048-824-0111 (代表) FAX 048-824-0119 (代表)
048-824-0110 (学芸部) 048-824-0118 (学芸部)